

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第5回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月18日 20:21

宛先:

添付ファイル: 警察庁送付資料.ZIP (219 KB)

警察庁警備局警備企画課 藤原様、 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第5回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

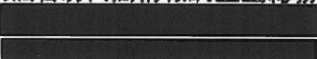

これまでの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
 - 第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
 - 第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
 - 第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部


Tel 03-5253-2111 (内線 )

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第5回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月18日 20:21

宛先:

添付ファイル: 法務省送付資料.ZIP (219 KB)

法務省 刑事局公安課 角田様、伊勢様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第5回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
 - 第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
 - 第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
 - 第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])
(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第5回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月18日 20:21

宛先:

添付ファイル: 公安庁送付資料.ZIP (219 KB)

公安調査庁 総務部総務課審理室 [REDACTED] 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第5回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
 - 第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
 - 第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
 - 第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第5回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月18日 20:21

宛先:

添付ファイル: 外務省送付資料.ZIP (219 KB)

外務省 大臣官房総務課 [redacted] 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第5回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
 - 第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
 - 第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
 - 第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])
(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第5回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月18日 20:21

宛先:

添付ファイル: 海保庁送付資料.LZH (208 KB)

海上保安庁 総務部政務課 坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第5回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
 - 第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
 - 第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
 - 第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])

[redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第5回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月18日 20:21

宛先:

添付ファイル: 防衛省送付資料.ZIP (219 KB)

防衛省 防衛政策局調査課 ■■■■ 様、■■■■ 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第5回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
 - 第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
 - 第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
 - 第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 ■■■■)
■■■■ (直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第5回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月18日 20:22

宛先:

添付ファイル: 経産省送付資料.ZIP (219 KB)

経済産業省 大臣官房情報システム厚生課 林様、監物様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第5回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
 - 第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
 - 第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
 - 第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第5回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月18日 20:22

宛先:

添付ファイル: 経産省送付資料.ZIP (219 KB)

経済産業省 経済産業政策局知的財産政策室 斉藤様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第5回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
 - 第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
 - 第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
 - 第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])
[redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への持込資料(第5回)についての留意事項

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月18日 20:55

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室); [redacted] 高岩 直樹(副長官補
本室); 岩浅 太一(副長官補本室); [redacted]
[redacted] 丸山 洋平(安危本室); [redacted]

関係省庁等担当各位

いつも大変お世話になっております。

先ほどお送りした法制局持込資料(第5回)について、

①「適性評価調査票」については、一つの文書の中に複数シートで作成しております。

②外務省作成ペーパー「国際約束に基づき、保護を必要とする情報」については、当該別表事項が条文素案に反映されていないことを踏まえ、各省配布資料には含めておりません。

以上の2点につきまして、ご留意をお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])

[redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

第4回法制局持ち込み資料&質問の回答に対する再質問について

送信日時: 2011年11月21日 19:35
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)
添付ファイル: 質問・意見取りまとめ.jtd (27 KB); 再質問.jtd (23 KB)

内調
様

お世話になっております。
警察庁の[]です。

第4回の法制局持ち込み資料&質問の回答に対する再質問について、
添付のとおり質問等を提出いたしますので、よろしくお願い致します。
お忙しいところ大変恐縮ですが、よろしくお願い致します。

様

-----作成者: []-----
宛先: []
送信者: []
日付: 2011/11/18 08:21PM
件名: 【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて (第5回)

警察庁警備局警備企画課 藤原様、[]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第5回)を内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、
お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 []
[] (直通)

Fax 03-3592-2307

[添付ファイル "警察庁送付資料.ZIP"は [] /警察庁 によって削除されま
した]

平成23年11月11日付け秘密保全法制法制局持込み資料について
みだしの件について、下記のとおり質問及び意見を提出致しますので、よろしくお取
り計らい願います。

記

1 質問

(1) 6条関係

ア 3項において、行政機関の長は、他の行政機関の職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせようとする場合において、当該特別秘密が「他の行政機関の長の指定に係るもの」であるときは、あらかじめ、当該他の行政機関の長に協議しなければならないとされているところ、

(ア) 当該行政機関と当該他の行政機関が外部から同時に情報の伝達を受けて、当該行政機関の長と当該他の行政機関の長が相互に当該情報を保有していることを認識の上、それぞれ特別秘密の指定をした場合、当該行政機関の長が指定した特別秘密は、「他の行政機関の長の指定に係るもの」に該当するのか。

(イ) 当該行政機関と当該他の行政機関が外部から同時に情報の伝達を受けて、当該行政機関の長と当該他の行政機関の長が相互に当該情報を保有していることを認識せずに、それぞれ特別秘密の指定をした場合、当該行政機関の長が指定した特別秘密は、「他の行政機関の長の指定に係るもの」に該当するのか。仮に該当するとした場合、当該行政機関の長は、当該特別秘密が「他の行政機関の長の指定に係るもの」に該当することが判明した時点で、当該他の行政機関の長に協議することとなるのか。

イ 3項（及び7条2項）に規定する「協議」の具体的内容如何。当該他の行政機関と「同意」することを要するのか。また、協議事項（特別秘密の取扱いの業務を行わせようとする職員の範囲、取扱いの業務の具体的内容等、どのような事項について協議するか。）については、当事者間の判断に委ねられていると解してよろしいか。

(2) 7条関係

警察庁長官は、「警察庁の所掌事務の遂行上必要がある場合」には、都道府県警察の職員のうち別表第3号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができ（1項）、この場合において、当該特別秘密が他の行政機関の長の指定に係るものであるときは、警察庁長官は、あらかじめ当該他の行政機関の長に「協議」しなければならない（2項）と規定されているところ、

ア 都道府県警察が警察法2条に規定する警察の責務を遂行するに当たり、当該都道府県警察の職員が、警察庁以外の行政機関の長の指定に係る特別秘密の取扱いの業務を行う場合（※1）については、「警察庁の所掌事務の遂行上必要がある場合」には該当せず、よって、7条2項に規定する協議は不要と解してよろしいか。

※1 例えば、特別秘密漏えい事件の捜査に当たり、県警察の捜査員が、取調べ等のため、某省の特別秘密を反復継続して取り扱う場合。

イ アにおいて、都道府県警察が遂行する警察法2条に規定する警察の責務が、警察庁の所掌事務に係るものである場合(※2)についても、当該都道府県警察が、その管轄区域について警察法2条に規定する警察の責務を全面的に遂行し、その全てにわたって責めに任ずるものであり、自らの事務として当該責務を遂行するものであることからすれば、「警察庁の所掌事務の遂行上必要がある場合」には該当せず、よって、7条2項に規定する協議は不要と解してよろしいか。

※2 例えば、警察法5条2項4号に掲げる国の公安に係る事案の捜査に当たり、県警察の捜査員が、某省の特別秘密を反復継続して取り扱う場合。

(3) 9条関係(併任者に対する適性評価について)

A省職員がB省職員に併任され、B省に勤務している場合の適性評価の実施権者は誰となるのか。

(4) 「他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務について(案)」関係

「行政機関の職務遂行上、当該行政機関外の者に取扱いの業務を行わせる必要があると考えられるところ、特別秘密を保護する公益上の要請が極めて高いことに鑑みると、公益の比較衡量によっては、当該行政機関外の者に取扱いの業務を行わせることは許容し難いと思われる」、「他の行政機関の職員又は契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることを創設的に可能とする規定を設ける」(2頁中段)とあるが、「創設的」と解するとすると、2条に規定する行政機関外の者に対する特別秘密の伝達は許容されないということにならないか。

2 意見(第9条関係)

(1) 条文素案第9条第6項において、適性評価の結果の通知、第7項において、適性を有すると認めなかった旨の通知に際しての理由の通知が義務とされているが、警察職員に関して通知を不要とする旨の例外規定を設けられたい。

(理由)

警察職員は、国家公務員法及び地方公務員法上団結権が否定されているが、この趣旨は、団結権を認めることにより、上司との関係悪化等を招き、秘密保持や指揮命令等の特殊性を有する警察職務の円滑な遂行に影響が出ることを懸念したものである。そのため、人事評価制度等においても、他の職員と異なる取扱いがなされているところである。

本素案による結果の通知及び理由の通知は、適性を有しないとした際の職員の士気の低下を招き、上司と部下の対立関係を生むことから、警察職員については例外を設けるべきである。

(2) 警察庁長官が適性評価を実施した上で適性を有すると認めた警察庁職員が、都道府県警察に異動した場合、当該者については、都道府県警察本部長による適性評価の実施は不要とされたい。

(理由)

現在の規定によれば、警察庁職員が都道府県警察に異動した場合、条文素案第10

条第3項により読み替えた第9条第2項により、当該都道府県の警察本部長が当該者に対して適性評価を実施することとなる。しかし、その者が取り扱うこととなる特別秘密は、第8条第1項により、警察庁長官が都道府県警察に取り扱わせることとしたものであるから、既に警察庁長官が適性評価を実施し適性を有すると認めた者については、改めて警察本部長が適性評価を実施する必要はない。

なお、例えば都道府県警察本部長は、当該都道府県における治安の最高責任者であることから、着任当日から特別秘密を取り扱う可能性がある。ここで都道府県警察本部長による適性評価を改めて実施することとした場合、それが終了するまでの間特別秘密が取り扱えず、当該都道府県における公共安全と秩序の維持に多大な影響を与えることとなる。

警察庁質問に対する回答（平成23年11月14日付け内閣情報調査室事務連絡）についてみだしの件について、下記のとおり質問を提出致しますので、よろしくお取り計らい願います。

記

1 「知得」の解釈について（貴室回答3(1)関係）

貴室回答によると、「知得」とは、（中略）ある事項を知る場合のみならず、知ることができる状態にある場合も含まれる」とされているところ、本法制における「知得」とは、「知る又は知ることができる状態にあること」を指すものであり、「知ることができる状態」とは、「本人にその意志さえあれば知ることにつき何ら妨げがない状態」を指すものであると解してよろしいか。例えば、特別秘密がその参照にパスワード入力を要する暗号化等の保護措置を講じられた電磁的記録として記録されており、当該電磁的記録にアクセスは可能であるがパスワードを知らない場合は、「知ることができる状態」に該当せず、「知得していない」と解してよろしいか。

2 特別秘密の取扱いについて（2における「知得」の解釈が正しい場合）

貴室回答によると、「特別秘密の取扱い」とは「特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄及び特別秘密の伝達等、特別秘密の利用若しくは使用又はそのその維持若しくは管理に係る行為」とのことであるが、ここでいう運搬、交付、保管等は、当該特別秘密の知得を伴わない場合は含まれないと解してよろしいか。

3 適性を認めなかった場合の理由の通知方法について（貴室回答4(4)関係）

貴室回答によると、理由通知の具体的方法については検討中とのことであったが、その後の検討状況如何。

4 「経歴」及び「非違」の調査対象期間について（貴室回答4(6)関係）

貴室回答によると、「懲戒の経歴」及び「情報の取扱いに係る非違に関すること」の調査対象期間については、「10年程度とすることを考えている」とのことであるが、行政機関の長は、対象職員が調査票に記載したこれらの調査事項に対する回答内容が正確であるか確認することが求められるのか教示されたい。また、仮に、これらの調査事項に対する対象職員の回答内容が正確であるか確認することが求められるのであれば、適正評価を実施する行政機関の長は、これらの調査事項に関係する行政文書の保存期間を少なくとも10年以上とする必要が生じるものと考えられるが、この点についての考え方如何。

安危からの質問に対する回答

内調職員061(内閣情報調査室...

アクション

宛先: 丸山 洋平(安危本室)
添付ファイル: 回答(送付版) 安危.jtd (22 KB)
ル:

2011年11月22日 20:36

内閣官房副長官補(安危) 丸山様

いつもお世話になっております。秘密保全法案につきまして、先般よりご質問がございました件についての回答になります。

どうぞよろしくお願いいたします。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968
東京都千代田区永田町1-6-1
TEL:03-5253-2111(内線:)
E-Mail:)
.....

メール

予定表

連絡先

タスク

2011/11/24

事務連絡
平成23年11月22日

外務省 担当官 殿

内閣情報調査室

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）について（回答）

標記について、貴庁からの11月16日付け質問に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

1 法案 第四条

指定の期間がこれまでの10年間から、5年間に減じていることについては、これまでどおり10年が適当と考える。

（理由）当省の外交機密文書の多くは、公文書等の管理に関する法律施行令別表（第八条）に記載されている行政文書名の二（条約その他の国際約束に関する次に掲げる文書）に該当し、保存期間は30年間である。長期間にわたって保管を求められている特別秘密文書については、一般的に長期間にわたってその秘密指定を維持する必要がある、事務作業等も考えると10年が適当。

（回答）

原案のとおりとさせていただきたい。

（理由）

本法制の指定の有効期間は、指定の要件該当性を定期的に確認するための期間を定めたものであるのに対し、保存期間は、業務プロセスの文書として通常必要と想定される期間等を基礎として定めたものであって、両制度は趣旨を異にするものである。したがって、多くの外交機密文書の保存期間が30年であることは、指定の有効期間を10年とする理由にはなり難いと考える。

2 その他

（1）特に秘匿を要する情報のインターネット上への漏えいの防止について、故意に情報をインターネット上へ漏えいした場合を想定しているが、システムを管理する側が、安全管理措置を十分に施さなかったといった不作為により漏えいした場合、もしくは攻撃側がシステム管理者側の防御の仕組みを上回って、漏えいしてしまったといった場合に、システムを管理する側が、その過失責任を問われることとなりうるのか質問したい。

更に、故意かここでいう過失か定かでない場合はどうなるのか質問したい。

また、システムの一利用者が同様の場合にその過失責任を問われるのか、あるいは、故意か過失か定かでない場合も質問したい。

（回答）

個別具体的な事情によるが、一般論としては、故意又は過失責任を問われ得るものとする。

(2) 内調内検討済み資料(参考2)「政府機関、防衛産業等に対する標的型メール攻撃の事例(報道等を基に作成)」の平成23年10月の箇所には、当省と国土地理院例のみの事例が記載されているが、その他複数の省庁においてもサイバー攻撃・標的型メールを受けたとの報道が複数あるので(記事別添)、当該箇所には、その他複数の省庁の事例も記載すべきとする。

【参考】該当箇所の抜粋

- ・複数の在外公館において、情報の窃取を目的にした標的型メールが増加。秘密情報の漏えいは確認されず。
- ・国土地理院において、観測データを扱うサーバがサイバー攻撃を受け、IDとパスワードが解析され、不正に侵入された結果、当該サーバを踏み台にした攻撃が行われたことが判明。

(回答)

原案のとおりとさせていただきたい。

(理由)

外務省及び国土地理院以外の省庁に対する攻撃については、報道等で具体的内容を確認できなかったため、本資料には記載しなかったところである。

※各省から質問に対する回答（1/22メール回答）

事務連絡

平成23年11月22日

内閣官房副長官補（安全保障・危機管理）担当官 殿

内閣情報調査室

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）について（回答）

標記について、貴庁からの11月17日付け質問に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

- 1 素案の第7条第2項に「その職員になることが予定されている者」という文言があるが、対象者には、新規採用者も含まれているのか。

（回答）

貴見のとおり。

- 2 素案の第7条第4項について、第3者機関に対し照会事項へ応じる義務を課すことが必要ではないか。

（回答）

素案（11月18日送付版）第8条第4項の規定により、公私の団体には照会に応じる義務が課せられていると考える。

外務省からの質問に対する回答

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先: [REDACTED]

CC: [REDACTED]

添付ファイル: 3 すべての添付ファイルをダウンロード

ル: 回答・送付版 外務省117jtd: 30 KB; 回答・送付版 外務省119jtd: 32 KB;
回答・送付版 外務省1116jtd: 26 KB

2011年11月22日 20:37

外務省 [REDACTED] 様
(CC [REDACTED] 様)

いつもお世話になっております。秘密保全法案につきまして、先般よりご質問がございました件についての回答になります。

どうぞよろしくお願いいたします。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

[REDACTED]
〒100-8968
東京都千代田区永田町1-6-1
TEL: 03-5253-2111(内線: [REDACTED])
E-Mail: [REDACTED]
.....

メール

予定表

連絡先

タスク

[REDACTED]
2011/11/24

事務連絡
平成23年11月22日

外務省 担当官 殿

内閣情報調査室

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）について（回答）

標記について、貴庁からの11月7日付け質問に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

1 条文案

(1) 第7条

ア 第1項

「その職員が国务大臣その他政令で定める職を占める者である場合」には適正評価が免除されるとある。「その他政令で定める職」の具体的内容は、今後の政令における検討事項と理解するも、外部有識者を公務員に任命し、右が機微な外交機密に接することが想定されるような場合（例：外交機密の開示／不開示を審査する内閣府情報公開・個人情報保護審査会委員）には、適正評価が行われることが望ましく、係る免除は厳格に行われる必要があると考えるので、政令策定の際には十分考慮ありたい。

（回答）

適性評価の対象外とする者については、検討してまいりたい。

イ 第6項

以下の下線部を追加ありたい。

行政機関の長は、適正評価を行ったときは、適正を有すると認めるかどうかの結果を対象職員に対し通知しなければならない。ただし、当該対象職員があらかじめ結果の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。

【理由】

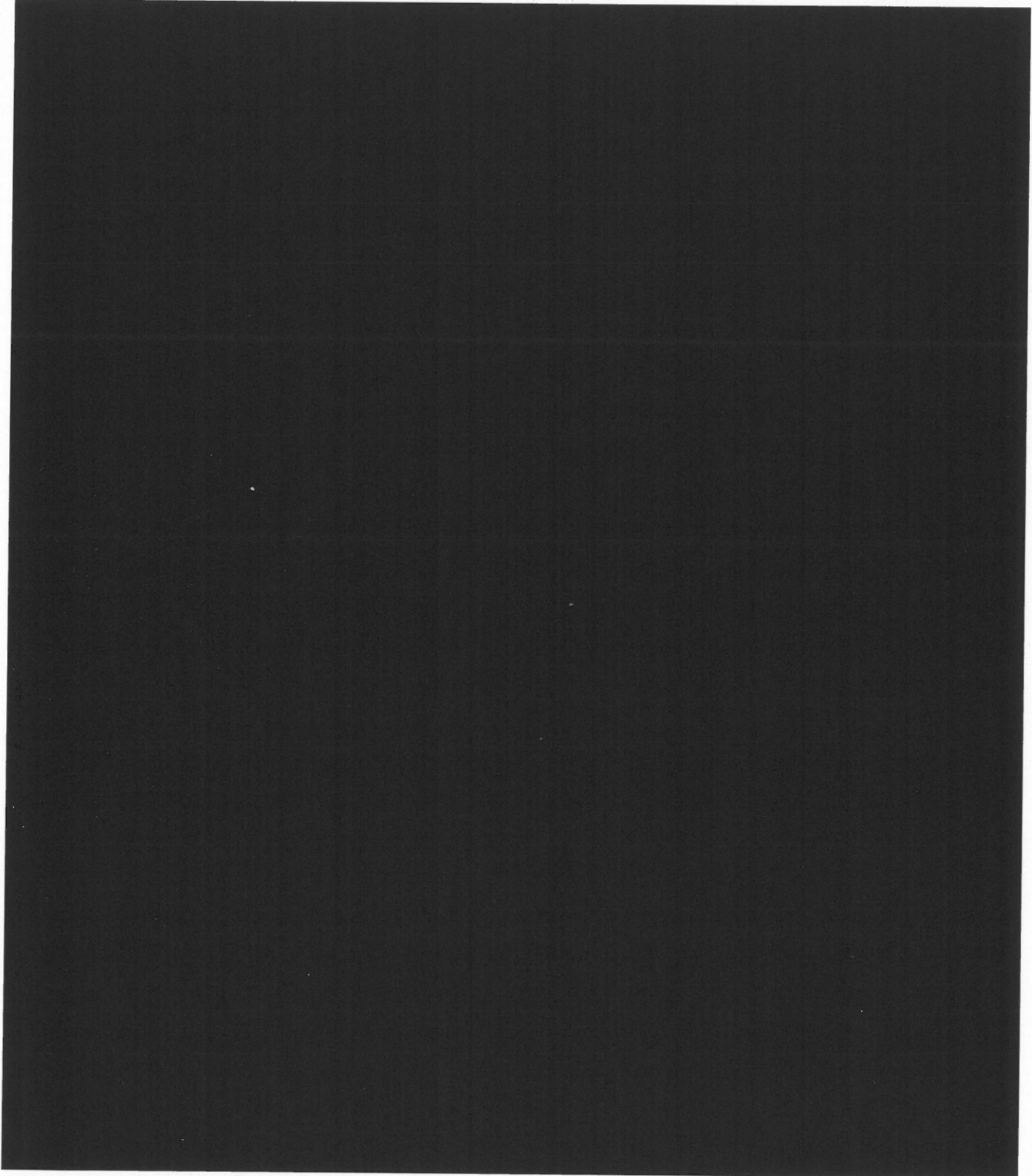
対象職員が特別秘密を扱うポストを希望・応募していない場合でも、人事当局から人事配置の必要性に基づき適正評価の実施について同意を求められることは少なくない。こうした場合、対象職員が適正評価の結果通知を希望しないケースも考えられ、かつ、結果の通知を行わなくても人事配置上の支障が生じないことから、第7項と同様の規定ぶりとするのが適当。

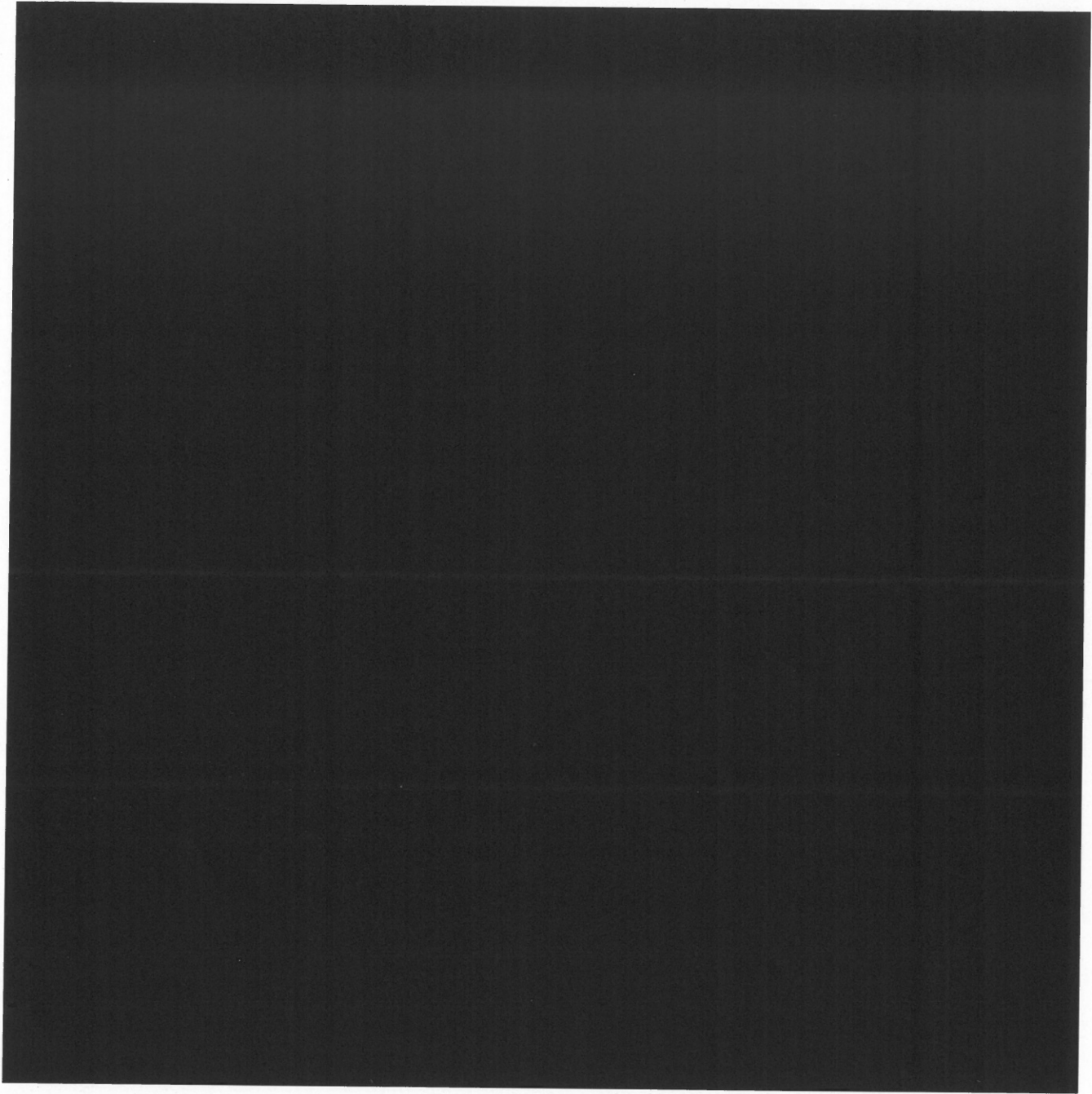
（適正評価調査票（イメージ）も右にあわせて修正すべき。）

（回答）

結果の通知の要否と人事配置上の支障との関係が必ずしも明らかでないが、対象職員があらかじめ結果の通知を希望しない旨の申出をした場合には、行政機関の長は対象職員にこれを通知しない旨の規定を追加することとする。

2 適正評価調査票（イメージ）について





(T)

事務連絡
平成23年11月22日

外務省 担当官 殿

内閣情報調査室

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）について（回答）

標記について、貴庁からの11月9日付け質問に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

1 特別秘密の指定の調整について

- (1) 条文素案に対する文言上のコメントは引き続き検討を要するが、特別秘密の指定の調整に関し、ある行政機関の指定の効果が他の行政機関にも及ぶという考え方は、条文上必ずしも担保されていないように思われるところ、右考え方を制度上どのように担保する方針かを確認願いたい。

（回答）

第5条により担保されていると考える。

(2) 資料「指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について」

2 (3) ②「一次機関が指定権を行使しようとする場合も含め、あらかじめ他の共有行政機関の意見を聴くこと。」については、例えば、過去にA省庁（一次機関）から当省に配布された秘密文書について、A省庁から当省に対し当該文書を特別秘密に指定する旨の連絡があるケースが想定される。

こうした秘密文書は、受領当時は特別秘密ではないことから取扱者、保管等の管理体制等が特別秘密の水準に達していないケースもあり、対応が困難な場合が想定される。特に、著しく古いもの（例えば10年以上前のもの）、当時の秘密区分がそれほど高くなかったもの（例えば「秘」指定等）、省内・在外公館等で幅広く共有済みのもの等については、すべての閲覧者・文書の所在の確認が困難と思われる。

については、こうした事情も踏まえ、実際の運用の際には各省庁の意見を聴取しつつ、運用可能なものを検討いただきたい。

（回答）

ご指摘のケースにおいては、指定に先立つ意見聴取が貴省に行われた段階で、貴省における当該文書の取扱状況をA省庁が把握した結果、指定の要件である非公知性又は特段の秘匿の必要性が認め難いものと判断し、指定が見送られるものと考えられる。

2 その他

(1) 第6条第1項について

同項では、「行政機関の長は、(中略) 他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる」と規定されているが、その趣旨及び想定されるケースについて具体的にご説明願いたい。

(回答)

趣旨については、11月11日各省送付に係る論点ペーパー「他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務について(案)」を参照されたい。想定されるケースとしては、例えば、内閣官房が防衛省に対し、情報収集衛星により入手した画像情報を提供する場合などが考えられる。

また、①第7条の規定によれば、適性評価の対象となるのは、当該行政機関の職員に限定されており(注:契約業者を除く)、他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせることはそもそも想定されていないのではないか、②仮に他機関の職員に特別秘密を取り扱わせることができる場合でも、当該他機関の長による適性評価の実施や当該他機関の長の協議なしに取り扱わせることとして問題ないのか、についてもあわせご説明願いたい。

(回答)

他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合においては、第7条第1項(11月18日送付に係る条文素案第8条第1項)の規定により当該他の行政機関の長が適性評価を実施することとなり、また、政令で定めるところにより(自衛隊法施行令第113条の4と同様の規定を本法制施行令において規定する予定である)、当該他の行政機関の長との協議が行われることになる。

(2) 第6条第5項について

同項では、共有事項を特別秘密として指定した旨の通知を受けた特定行政機関において、「当該通知に係る共有事項の取扱いの業務を当該通知の際現に行っている職員は、当該業務に従事しなくなるまでの間、当該通知をした行政機関の長が(中略)特別秘密の取扱いの業務を行わせている職員とみなす。」と規定されている。

これに関し、

- ① 上記(1)のとおり、現案では他の行政機関の職員に特別秘密を取り扱わせるに当たり、適性評価の実施が義務づけられていないように見受けられるが、右にもかかわらず敢えて本件「みなし規定」が必要となる理由をご教示願いた

い。

- ② また、例えば、当該共有事項を特別秘密として指定した行政機関の職員に対しては「みなし」規定が存在しないなど、同じ特別秘密を取り扱う場合でも行政機関の差異のみで異なる取扱いをしているように解されるが、その理由をご教示願いたい。

(回答)

適性評価の実施が義務付けられることは2(1)の回答のとおりである。なお、11月18日送付に係る条文素案において、みなし規定に代わり第5条第4項を新たに設けることとしたため、11月2日送付に係る条文素案第6条第5項(11月11日送付に係る条文素案第8条)は削除することとした。

(3) 第7条について

適性評価の実施に当たり、貴説明資料にもあるとおり、「積極的に個人情報を提供する動機付けが必ずしも強いとはいえないことから、対象役職員本人が提供する個人情報が正確かつ必要十分とは限らない」ことが想定される。

他方で、本法案の目的等に鑑みれば、適性評価を可能な限り実効的なものとすることが重要であるところ、例えば、対象職員が調査事項について回答する際に、「虚偽の記載を故意にしてはならない」旨を規定することも一案と考えられるが、いかがか。

(回答)

調査票は、冒頭の注において、虚偽を記載した場合には適性を有しているかの判断に著しい悪影響を与えるほか、当該虚偽記載に対する懲戒、訓告その他の指導監督上の措置が行われることがある旨を記載させ、また、同意書において、対象職員が知る限りの事実を具体的、漏れなく、かつ正確に記載した旨を調査票に宣誓させることを予定していることから、その必要はないと考える。

(4) 第7条第8項及び第9項について

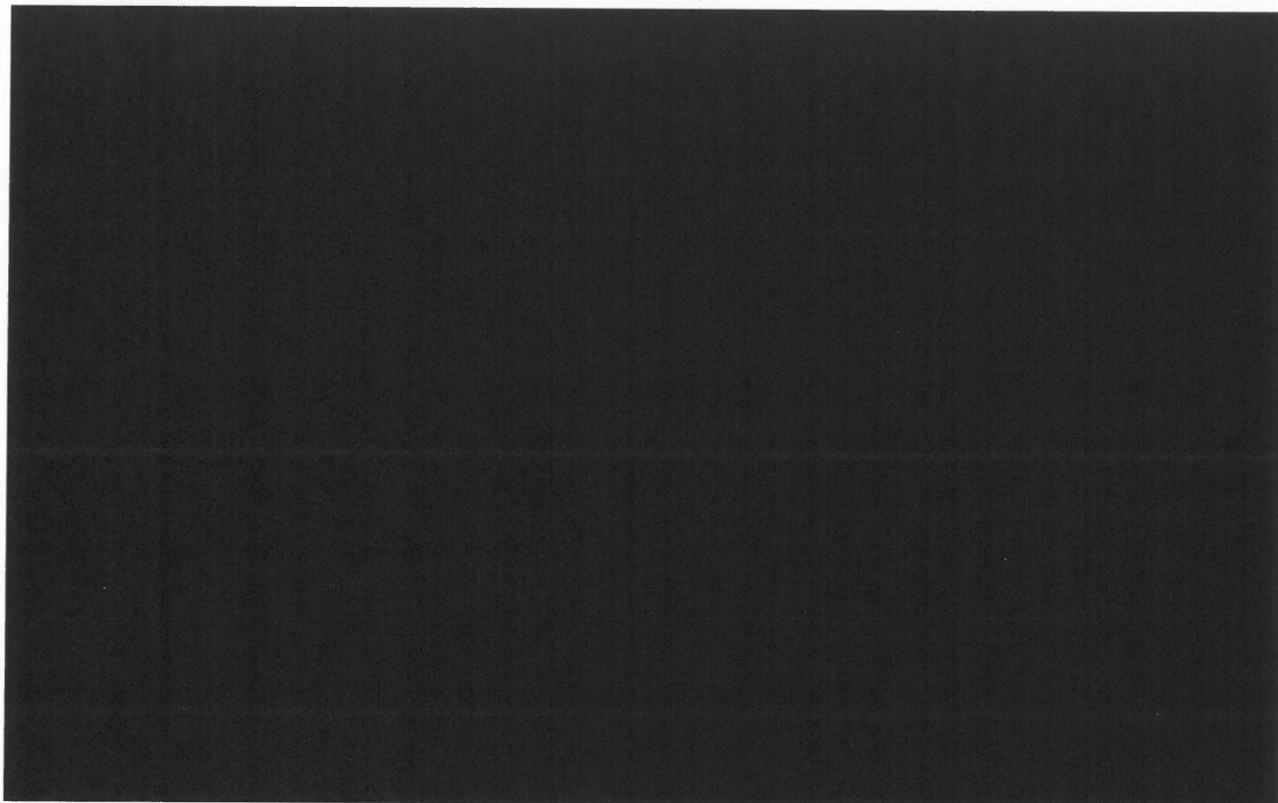
これらの規定を設ける理由としては、貴説明資料のとおり「対象役職員のプライバシーに深く関わる個人情報が、例えば人事においても利用され、能力の実証と関わりのない情報に基づく情実的な任用がなされるのではないかといった不安感や不信感を払拭する」ためと解されるところ、各行政機関における適性評価が人事当局において実施されることを想定しているか否か、想定している場合には、上記貴説明資料との整合性についてもご説明願いたい。

(回答)

各行政機関においては当該不安感や不信感が生じることがないようにすること

等を考慮し、各行政機関が適性評価を行う部門を適切に判断することとなると考えている。

(5) 調査票（イメージ）について



警察庁からの質問に対する回答

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先: [REDACTED]

添付ファイル (4) すべての添付ファイルをダウンロード

ル: 回答(送付版)補佐級jtd (26 KB); 【別添資料】各国司法手続における秘密保護
(補佐級) xls (21 KB) [Web ページとして開く]; 【別添資料】各国司法手続メモ(補佐級) jtd
(36 KB); 回答(送付版)小野・警察庁11.14jtd (29 KB)

2011年11月22日 20:39

警察庁警備局警備企画課 [REDACTED] 様

いつもお世話になっております。秘密保全法案につきまして、先般よりご質問がございました件についての回答になります。

どうぞよろしくお願いいたします。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

[REDACTED]
〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線: [REDACTED])

E-Mail [REDACTED]
.....

メール

予定表

連絡先

タスク

[REDACTED]
2011/11/24

事務連絡
平成23年11月22日

警察庁 担当官 殿

内閣情報調査室

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）について（回答）

標記について、貴庁からの11月14日付け質問に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

1. 質問

(1) 第6条関係

本法制では、特別秘密の他の行政機関等への伝達に関し、特別秘密を取扱うことを業務とする者に対する場合については、第6条第1項ないし第3項において規定されているところ、捜査を進める上で特別秘密を知る必要がある都道府県警察の捜査員など、自己の業務の遂行上、特別秘密の伝達を受ける必要がある者に対して、当該特別秘密を伝達する場合については、本法制上、どの条文を根拠として実施することを想定されているのか教示されたい。

（回答）

条文上の根拠なくして実施し得るものと考えている。11月11日各省送付に係るペーパー「他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務について（案）」を参照されたい。

(2) 第7条関係

第7条第5項では、「行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、第三項に規定する事項並びに行政機関の長が当該事項について前項の規定により質問させ、及び照会して報告を求めることがある旨を対象職員に告知した上で、当該対象職員の同意を得なければならない」と記載されているが、第8項の規定により、法令に基づく場合には、適性評価個人情報を適性評価の実施以外の目的のために利用又は提供することがある旨については、あらかじめ当該対象職員の同意を得る必要はないのか。必要がないとすれば、その理由を具体的に教示されたい。

（回答）

その必要はないと考える。

（理由）

国の行政機関及び都道府県警察は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律又はこれに相当する条例により、法令に基づく場合には本人の同意を得なくとも自ら利用し、又は提供することができることとされており、この点について本法も例外でないことから、本法において対象職員に改めて告知する

必要はないと考える。

(3) 「刑事裁判手続きにおける特別秘密の立証方法について(案)」関係

特別秘密の漏えい事件において、被疑者が漏えいした情報と被害行政機関が保有する被害物件と史料される情報（特別秘密と指定されているもの）の同一性を、公判廷において当該情報の内容を明らかにしないまま、如何にして外形立証するかについて検討をしているか。検討しているならば、その検討状況如何。

(回答)

当室において特段の検討はしていないが、具体的事例として、秘密が記録された電磁的ファイルを記録媒体に複製して漏えいした事件において、漏えい先から押収した記録媒体に記録された電磁的ファイルと被害行政機関が保有する電磁的ファイルにつきそれぞれのプロパティを対照してその同一性を立証した例があるものと承知している。

2 意見

(1) 第5条関係

(意見)

第5条第1項中の「(警察庁長官にあっては、都道府県警察を含む。以下この項において同じ。)」を削除されたい。

(理由)

そもそも、第5条については指定権を持つ複数の行政機関が情報を共有している場合の調整規定と解されるところ、都道府県警察は指定権を持たないことから、指定権の調整の主体とはなり得ないものである。

また、特別秘密として指定される事項は「公共の安全と秩序の維持に関する事項であって、テロリズムその他の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に対処するための計画又は研究や、国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動に関する重要な情報」といったものであることから、当該事項を特別秘密として指定することも含め、特別秘密に係る事務については、警察法第5条第2項に規定される警察庁の所掌事務と整理されるものである。そして、警察法第5条第2項に規定される警察庁の所掌事務については、警察法第16条第2項において、警察庁長官が都道府県警察を指揮監督すると規定されている。つまり、警察庁の所掌事務(より直接的に言えば、ある事項を特別秘密として指定すること)については、警察庁長官は、対都道府県警察との関係においては、警察法第16条第2項の指揮監督権限に基づき、何らの制約を受けることなくそれを行うことができるものと解されるところ、本法制上の規定は、都道府県警察の長の意見を聴くことが長官が指定を行う際の要件になっているという意味において、警察法上の警察庁長官の都道府県警察に対する指揮監督権限を制限する趣旨に読め得る上、都道府県警察は(警察庁長官とは対等ではなく)その指揮監督の対象とされているという両者の関係にも馴染まず、警察法の体系との整理が不十分なものと考えられるため。

(回答)

貴見のとおり修文することとした。

(2) 第6条関係

(意見)

第6条第2項中の「都道府県警察の職員のうち別表第三号に掲げる事項に関連する職務に従事する者」を「都道府県警察」と修文されたい。

(理由)

都道府県警察が特別秘密を取り扱うこと自体は、本法制上に何らの規定がなくとも、警察法第16条第2項に基づく警察庁長官の都道府県警察への指揮監督権を根拠として行うことができるものである。この点、本法制の第6条第2項において、確信的に都道府県警察が特別秘密の取扱いの業務を行うことができる旨を規定することを妨げるものではないが、警察法上、警察庁長官の都道府県警察に対する指揮官監督は、都道府県公安委員会並びに警視總監及び道府県警察本部長のいずれかを名宛て人として行われるものであり、個別具体的な都道府県警察の職員にまで及ぶとは想定されていないものと解されるため。

(回答)

原案のとおりとさせていただきたい。

(理由)

第6条第2項(11月18日送付に係る条文素案第7条第1項)は、10月19日付け「特別秘密の保護に関する法律(仮称)(素案)について(回答)」に記載したとおり、特別秘密の伝達の一態様及びその要件について規定したものにすぎず、警察庁長官の都道府県警察に対する指揮監督について規定するものではない。また、同項は、漏えい罪の罰則における「取り扱うことを業務とする者」を画するための規定でもあることから、取扱いの業務を行わせる客体を組織ではなく自然人とするのが相当であると考えている。

事務連絡
平成23年11月22日

警察庁 担当官 殿

内閣情報調査室

補佐級説明会（11月4日）に対する質問について（回答）

標記について、貴庁からの11月14日付け質問に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

1 配布資料「刑事手続上の特別秘密の取扱いに関する法務省意見について」について

(1) 質問

ア 同資料では、平成23年10月18日付け法務省刑事局作成に係る「刑事手続上の特別秘密の取扱いについて」に記載されている

○ 「刑事手続において、特別秘密につき、捜査官が必要やむを得ない場合には相手方に対してその内容を告げて取調べを行い、あるいは、刑事訴訟法の規定に基づき弁護人及び被告人に対して証拠開示を行うことは、いずれも漏えい行為に該当しないと解される」

○ 「公務員又は公務所は、原則として、押収や証人尋問、さらには取調べに際して捜査・公判に協力すべきものと考えられる」

との内容について特に言及がなされていないが、これらの点について、内閣情報調査室としては特段の異存がないものと理解してよろしいか。

(回答)

そのとおりである。

イ 同資料では、「例えば営業秘密の秘匿決定制度（不正競争防止法第23条ないし第31条）のような新たな制度を本法制で規定することは憲法第82条の裁判公開の原則と抵触するおそれがあり、そもそも実現可能性に疑問がある」とあるが、この点について内閣法制局及び法務省はいかなる見解か。

(回答)

11月2日各省送付に係るペーパー「刑事裁判手続における特別秘密の立証方法について（案）」に対し、内閣法制局担当参事官及び法務省いずれも異論を唱えていない。

(2) 意見

上記(1)イの質問について、内閣法制局及び法務省の見解が「憲法第82条の裁判公開の原則に抵触し、およそ実現可能性がない」といったものでないのであれば、特別秘密に関し、刑事手続上の保護措置を設けることを再度検討されたい。

(理由)

刑事裁判手続において、特別秘密の内容そのものが公判廷で明らかになる可能性が排除できなければ、当該特別秘密を所管する行政機関としては、当該特別秘密が秘匿を要するものであればあるほど、よって通常は漏えい行為等の違法性が高ければ高いほど、公判請求に消極的にならざるを得ず、本法制において「特別秘密の漏えい行為等に対する十分な抑止力を確保し、また、漏えい行為等を敢行した者に対してその罪責に応じた十分な刑罰を科し得るようにするため」(平成23年8月8日「秘密保全のための法制の在り方について(報告書) 19頁) 重い法定刑を定めたところで、実際に十分な刑罰を科すことは事実上困難であると考えられるため。

(回答)

当室としては、従前どおり、刑事手続上の新たな保護措置を直ちに設ける必要性はないとの見解を維持することとしたい。

(3) 要望

刑事裁判手続における特別秘密(に類する秘密)の立証方法について、諸外国の事例を把握されているのであれば教示されたい。

(回答)

別添のとおり資料を送付する。

2 行政機関間における特別秘密指定の調整の在り方について

(1) 質問

補佐級説明会(11月4日)において、一次機関(行政機関外から取得した情報について、最初に当該情報を取得した行政機関をいう。以下同じ。)がその所掌事務とは関係なくたまたま最初に当該情報を取得した場合や、外交ルートを通じて情報を取得した場合等にまで一次機関に優先的な地位を与えることの問題点が指摘された際、貴室からは適用除外等を検討する旨発言されていたが、如何なる内容を検討しているのか、具体的に教示されたい。

(回答)

先日電話にて回答したとおりである。

(2) 意見

今後、制度設計の詳細・運用について検討を行う際は、手続が過度に煩雑となり、行政機関における円滑な情報共有に支障が生じることのないように配慮されたい。

(回答)

貴見のとおり配慮することとしたい。

刑事司法手続における秘密の保護

取扱注意

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	日本
完全公開類型 検察官：○(秘密知得) 裁判官：○(秘密知得) 弁護人：○(秘密知得) 傍聴人：○(秘密知得)	○ 秘密が広く流出した事案		○ 秘密が広く流出した事案		(法的にはあり得るが、実施例は聞かない)
公開停止類型 検察官：○(秘密知得) 裁判官：○(秘密知得) 弁護人：○(秘密知得) 傍聴人：×(秘密不知)	○ Silent Witness Rule(書面等により秘密の内容を証拠提出するが、公判廷では呼称を使用するなどして秘密の内容を傍聴人に知られないようにする) ・ 公開停止も法的には可能だが、秘密漏洩事件への適用の可否は不明	○ 証拠や文書が明らかになることが国家の安全を損ねるおそれのある場合には傍聴人を排除	○ ・ 裁判手続の一部非公開 ・ 証拠の朗読の省略 ・ 大きな声で朗読しない		△ ・ 公開停止(裁判官の全員一致で、公の秩序を害する虞があると決した場合)ただし、実施例は未把握。 ・ 不正競争防止法改正案(営業秘密侵害罪の公判において、書証等には秘密が記載されるも、呼称を使用するなどして営業秘密特定事項を傍聴人から秘匿)
インカメラ類型 検察官：○(秘密知得) 裁判官：○(秘密知得) 弁護人：×(秘密不知) 傍聴人：×(秘密不知)	○				
外形立証類型 検察官：○(秘密知得) 裁判官：×(秘密不知) 弁護人：×(秘密不知) 傍聴人：×(秘密不知)	○ ・ 文書の編集(redaction)や事実の代替(substitution)により、証拠から秘密内容を削除 ・ 起訴状には秘密の内容を曖昧に書く	△ ・ 秘密自体を立証せず、外形的事実を立証することで秘密漏洩事実を立証することも可能。ただし、実施例はなさそう。			○ ・ いわゆる外形立証
(秘密保全徹底類型) 検察官：×(秘密不知) 裁判官：×(秘密不知) 弁護人：×(秘密不知) 傍聴人：×(秘密不知)				○ ・ 警察のみ秘密を把握 ・ 裁判では、国防秘密の漏えい等の外形的事実のみを立証	
備考		・ 秘密漏洩事件である以上、被告人・弁護人は既に秘密を知っており、これらの者に秘密を隠す必要はないとの考えがある。	・ 一件記録は裁判所に提出される。弁護人はその全部を閲覧可能。		・ 根拠は公電のみ。

○ イギリス

- ・ 1989年國家機密法違反の罪（ただし同法8条(1)(4)(5)を除く）に関する公判については、同法11条(4)により、1920年國家機密法8条(4)を準用し、証拠や文書が明らかになることが國家の安全を損ねるおそれのある場合、檢察官の申請により、公衆を除外して審理を行うことができる（いわゆるインカメラ手続）。ただし、判決言渡しは公開しなければならない。手続は刑事訴訟規則16.10による。

※ 1989年國家機密法11条(4)

「1920年國家機密法8条(4)（國の安全を理由とする傍聴人の排除）の規定は、同項が引用する犯罪が、本法の8条(1)、(4)及び(5)を除く規定を引用しているものとして、効力を有する。」

※ 1920年國家機密法8条(4)

「裁判所が訴訟手続から傍聴人を排除できる既存の権限を害することなく、これに付加して、1911年國家機密法又は本法上の罪を犯した者に対する訴訟手続又は上訴手続、あるいは1911年國家機密法又は本法上の軽罪ないし重罪を犯した被告人に対する公判手続において、檢察官が、手続の過程における証拠の開示又は陳述が國の安全を害するとの理由で、傍聴人の全部又は一部が審問手続のいずれかの部分から排除されるべきとの申請をしたときは、裁判所はその旨の命令をすることができる。ただし、刑の言渡しは公開法廷でなければならない。」

※ ドイツ刑事訴訟法第 96 条

「当局又は公務員により公的に保管されているファイルその他の書面は、当該当局等の最高責任者が、当該ファイル又は文書の公表が連邦又はドイツ州の福祉にとって有害である旨を宣言した場合には、その提出又は交付を要求され得ない。第一文は、連邦議会議員若しくは州議会議員又は連邦若しくは州の議会の会派の職員が保管しているファイルその他の文書に関し、証言を許可する権限を有する部門が同様の宣言をした場合について準用する。」

※ ドイツ刑事訴訟法第 172 条

「裁判所は、以下の場合には、審問手続の全部又は一部につき傍聴人を排除することができる。

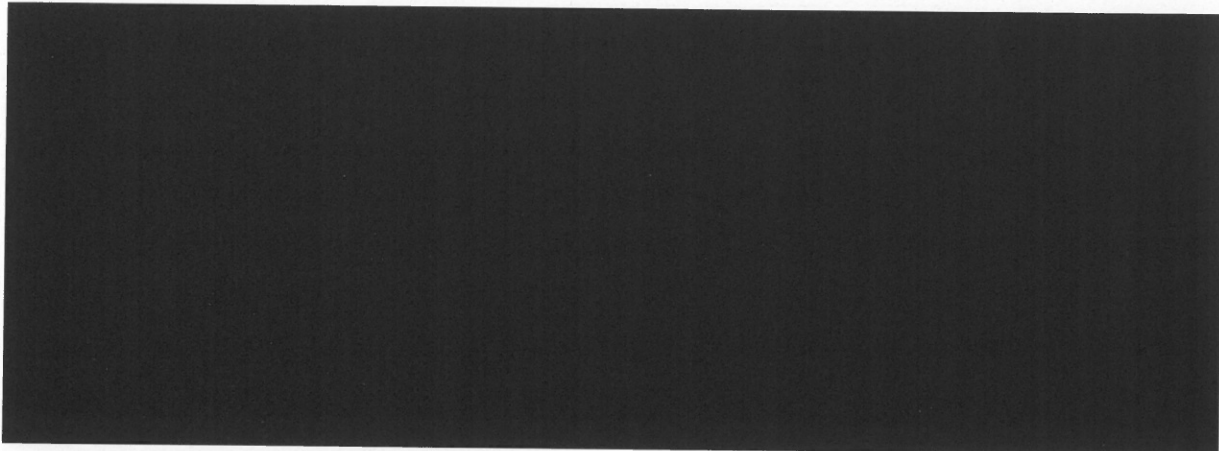
- 1 国の安全、公共の秩序又は公共のモラルが害されるおそれがある場合
- 1a 証人その他の者の生命、身体又は自由が害されるおそれがある場合
- 2 重要な事業、貿易、発明又は租税の秘密に言及があり、公開の場で討論すれば保護に値する最も重要な利益が害される場合
- 3 私的な秘密が問題となっているところ、証人又は鑑定人によるその無権限の開示が犯罪を構成する場合
- 4 18歳未満の者が尋問される場合」

※ ドイツ刑事訴訟法第 171b 条

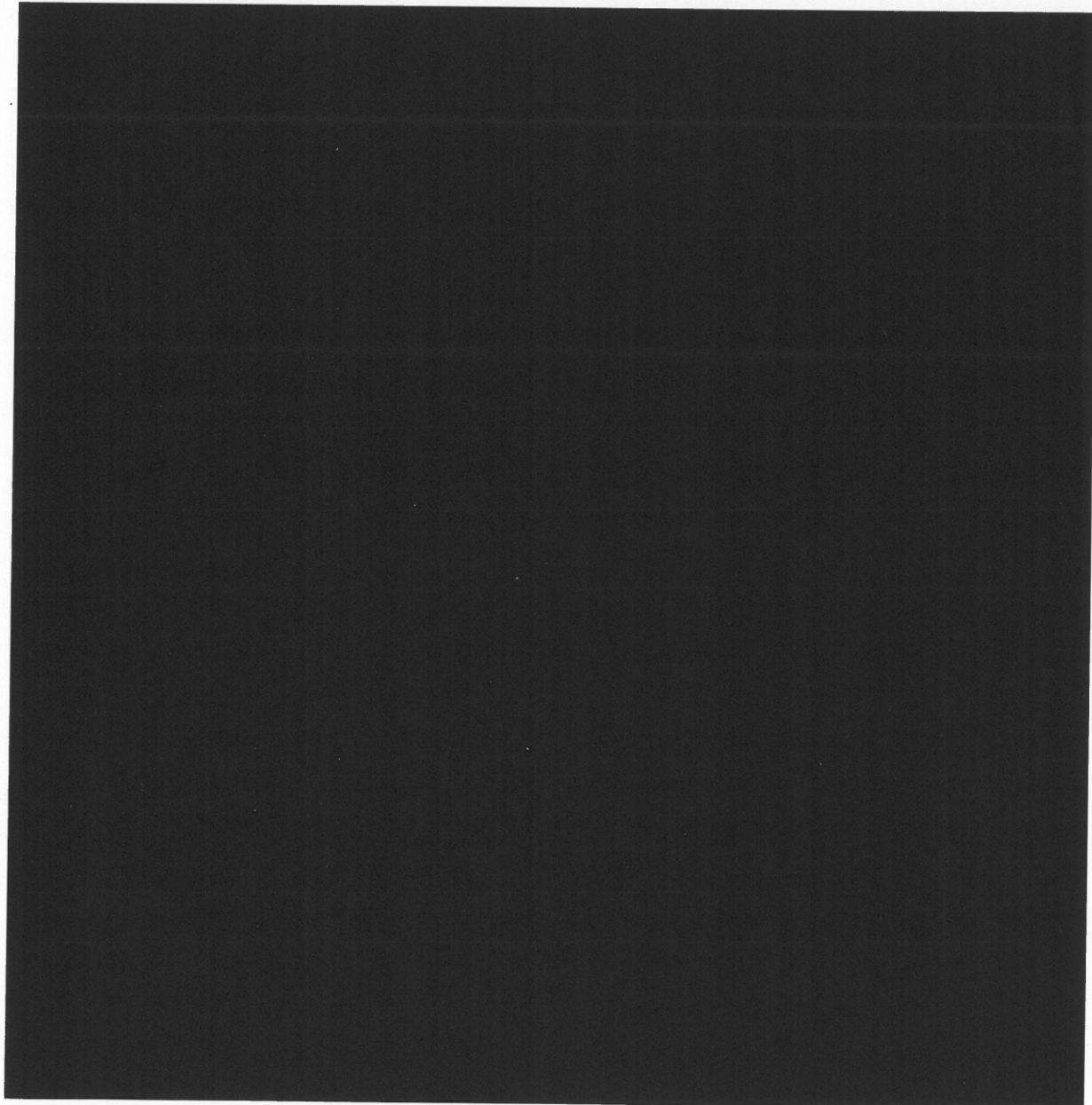
- 「(1) 手続の参加者、証人又は不法行為（刑法第 5 番 11 条(1)）の被害者の私的な事情に言及がある場合であって、その公開の場での議論が保護に値する利益を害する場合には、傍聴人を排除することができる。ただし、かかる事実の公開での議論を優先すべき利益がある場合を除く。私的な事情に影響を受ける当事者が審問手続における傍聴人の排除に異議を述べる場合には本項は適用されない。
- (2) (1)の第一文に規定する前提条件が存在し、私的な事情に影響を受ける当事者が請求した場合には、傍聴人は排除される。
- (3) (1)又は(2)に基づく決定には異議申立てができない。」

○ フランス

取扱注意



○ アメリカ



「 連邦議会は、秘密情報を開示するかそれとも起訴を断念するかというジレンマを解消し、また迅速な裁判を保障することで被告人の利益をはかるという目的で、一九八〇年秘密指定情報訴訟手続法 (Classified Information Procedure Act) を成立させ、従来の原則に若干の修正を加えている。この法律の概要は、次のとおりである。

刑事裁判における被告人が、自己の弁護のため秘密指定情報を開示することになると予測する場合には、事前に検察官と裁判所に対して文書による告知をしなければならない。この告知を怠った場合、裁判所はその開示を阻止し、又はそれに関係する立証を禁止することができる (五条 (a) (b) 項)。この告知があった場合、政府側は当該秘密情報の利用の可否を決定する審理を裁判所に求めることができ、その場合、秘密指定情報そのものを提出するかわりにサマリーを提出することが認められる。この審理は非公開 (in camera) で行われ、政府側の申立てが拒否された場合であっても、当該情報の開示が合衆国の安全にとって identifiable な損害を生じるとの司法長官の宣誓供述書が提出された場合には、裁判所は被告人に開示禁止を命じる。ただし、被告人が開示を阻止された場合は、正義に反すると裁判所が決定する場合を除き、起訴を却下するものとする (六条 (a)、(c)-(e) 項)。秘

取扱注意

密指定情報の開示を認める旨の決定に対しては、政府側に中間訴訟 (interlocutory appeal) の提起が許され、その場合、本案の審理は停止される (七条)。 (右崎正博「アメリカの国家秘密保護法制・上」法律時報 59 巻 5 号 49 頁以下 (昭和 62 年))

- ※ このほか、秘密指定情報訴訟手続法には以下のような規定がある。
- ・ 裁判所は、検察官が被告人に開示した証拠の第三者への開示を禁ずる保護命令 (protective order) を発することができる (3 条)。
 - ・ 裁判所は、検察官が十分な理由を示す場合には、検察官から被告人への開示証拠から秘密情報の特定の事項を消去すること、秘密文書の情報の抄録を代わりに開示すること、又は当該秘密情報により立証しようとする事実の存在を認める文書を代わりに開示することを認めることができる (4 条)。

秘密保全法制 法制局持込み資料

平成23年11月25日

1 条文案等

- 条文素案
- 読替表
- 「国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動」に係る条文イメージ

2 論点ペーパー（内調内検討済み・他省庁協議未了）

- 他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務について（案）

*法制局にいったん提出後、同局参事官の指摘を受けて修正したもの

3 二部長説明時資料

- 件名・要旨（現時点で検討中のもの）
- 一枚紙「特別秘密の保護に関する法律案（仮称）の概要（案）」
- 論点ペーパー「秘密保全法制の必要性及びその具体的内容について（案）」

※ その他候補として考えられる論点ペーパー

- 刑事裁判手続における特別秘密の立証方法について（11月2日持込み資料）
- （適性評価関係）*別紙リストのとおり
- （別表関係）

二部長説明時資料として考えられる論点ペーパーリスト（適性評価関係）

◎：必要と考えられるもの

○：必ずしも必要とは考えられないもの

- ◎ 適性評価制度の法制化について
- 「適性」という語を用いることについて
- ◎ 適性評価の対象外とする者について
- ◎ 実施権者について
- 行政機関の長等が自らの適性を評価する制度設計の合理性について
- ◎ 特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれと調査すべき事項の関係について
- ◎ 調査事項について
- 公私の団体への照会について
- ◎ 同意の取得について
- ◎ 結果の通知について
- 適性を有しないと認められた場合の対象役職員の不満に対応する仕組みを制度化しないことについて
- 適性評価の見直し時期について
- 適性評価の実施以外の目的での個人情報利用・提供の制限について
- ◎ 適性評価の実施への不同意等を理由とした不利益な取扱いの禁止について
- ◎ 適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について
- ◎ 適性評価と法の下での平等との関係について

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）

（目的）

第一条 この法律は、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿を要するものについて、その保護に関し必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、併せて我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に資する国際的な情報共有を促進し、もって国及び国民の安全その他の利益の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定め

る機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

（特別秘密の指定）

第三条 行政機関の長（前条第四号及び第五号の政令で定める機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、当該行政機関についての別表各号に該当する事項であつて、公になつていないものうち、我が国の防衛上、外交上又は公共の安全と秩序の維持上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特別秘密として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

(指定の有効期間及び解除)

第四条 行政機関の長は、前条第一項の指定をする場合において、当該指定の日から起算して五年を超えない範囲内でその有効期間を定めるものとする。

2 行政機関の長は、前条第一項の指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了するときにおいて、当該指定に係る事項が同項に規定する要件を満たす場合には、政令で定めるところにより、五年を超えない範囲内でその有効期間を延長するものとする。

3 行政機関の長は、特別秘密として指定した事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除するものとする。

(指定の調整等)

第五条 行政機関の長は、他の行政機関から伝達を受け、又は他の行政機関に伝達した事項（以下この条において「共有事項」という。）を特別秘密として指定しようとするときは、あらかじめ、当該共有事項に係る情報を保有する他の行政機関（以下この条において「特定行政機関」という。）の長の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

2 行政機関の長は、共有事項を特別秘密として指定したときは、速やかにその旨を特定行政機関の長に通知しなければならない。

3 警察庁長官は、都道府県警察から伝達を受け、又は都道府県警察に伝達した事項（次項において「警察共有事項」という。）を特別秘密として指定したときは、速やかにその旨を当該都道府県警察の警視總監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に通知しなければならない。

4 前二項の通知を受けた特定行政機関の長又は警察本部長は、その職員に当該通知に係る共有事項又は警察共有事項を特別秘密として取り扱わせるための措置として政令で定める措置を講じなければならない。

（他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務）

第六条 行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り

、政令で定めるところにより、他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

2 警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合限り、警察庁長官の定めるところにより、都道府県警察の職員のうち別表第三号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

3 行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合限り、政令で定めるところにより、契約業者（当該行政機関との契約に基づき特別秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者をいう。次項及び第4条において同じ。）に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4 行政機関の長は、前3項の規定により他の行政機関若しくは都道府県警察の職員又は契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせようとする場合において、当該特別秘密が他の行政機関の長の指定に係るものであるときは、あらかじめ、当該他の行政機関の長に協議しなければならない。

（特別秘密の伝達を受けることができる場合）

第七条

行政機関の長は、次に掲げる場合限り、特別秘密の伝達を受け、その職員に当該特別秘密を取り

扱わせることができる。

前条第一項の規定に基づきその職員が特別秘密の取扱いの業務を行うため、他の行政機関から当該特別秘密の伝達を受ける必要がある場合

前号の場合を除くほか、当該行政機関の所掌事務の遂行のため他の行政機関から特別秘密の伝達を受ける必要がある場合

2 警察本部長は、次に掲げる場合限り、特別秘密の伝達を受け、その職員に当該特別秘密を取り扱わせることができる。

一 前条第二項の規定に基づきその職員が特別秘密の取扱いの業務を行うため、警察庁から当該特別秘密の伝達を受ける必要がある場合

特別秘密に係る犯罪捜査のため行政機関から当該特別秘密の伝達を受ける必要がある場合

(行政機関の職員の適性評価)

第八条 行政機関の長は、その職員に特別秘密を取り扱わせるときは、特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため、適性評価（次項から第十項までの規定により特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という

。を評価することをいう。以下同じ。)により適性を有すると認められた者にこれを行わせるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 その職員が、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価を実施する対象とすることが適当でない職として政令で定める職を占める者である場合

二 適性評価を実施することにより、当該行政機関の事務の迅速な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であつて、適性評価に代わる措置として政令で定める措置を当該行政機関の長が講ずるとき。

2 適性評価は、行政機関の長が、その職員及びその職員になることが見込まれる者のうち**特別秘密**を取り扱わせようとする者(以下「対象職員」という。)に対して実施する。

3 適性評価は、我が国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動との関係に関する事項、経済的な状況に関する事項、法令の遵守の状況に関する事項その他の**特別秘密**を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項であつて政令で定めるものを調査し、対象職員が**特別秘密**を漏らすおそれの程度を評価することにより行う。

4 **行政機関の長は、適性評価により対象職員が適性を有すると認めるときは、その日から起算して五年を**

経過するまでの間、当該対象職員が適性を有するものとして取り扱うことができる。

5 行政機関の長は、第三項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

6 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、行政機関の長が第三項に規定する事項について調査する旨並びに当該事項について前項の規定により質問させ、及び照会して報告を求めることがある旨を対象職員に告知した上で、当該対象職員の同意を得なければならない。

7 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を対象職員に対し通知しなければならない。ただし、当該対象職員があらかじめ当該結果の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。

8 前項の規定により対象職員に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該対象職員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、こ

れを通知しないものとする。

9 行政機関の長は、特別秘密の保護を適切かつ確実に行うための特に必要があると認めるときは、適性評価により適性を有すると認められた対象職員に対して、改めて適性評価を実施するものとする。この場合に
 おいて、対象職員が適性評価の実施に同意しなかったとき又は適性評価により適性を有しないと認めたと
 きは、第四項の期間内であっても、当該対象職員が適性を有するものとして取り扱わないものとする。

10 前各項の規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

(都道府県警察の職員の適性評価)

第九条 前条の規定は、警察本部長が、その職員に特別秘密を取り扱わせるときについて準用する。この場
 合において、前条第二項及び第四項から第九項までの規定中「行政機関の長」とあるのは「警察
 本部長」と、同条第一項第一号中「当該行政機関の事務」とあるのは「特別秘密に係る犯罪の捜査」として
 それ読み替えるものとする。

(契約業者の役員及び職員の適性評価)

第十条 行政機関の長は、第六条第三項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは

、特別秘密の保護を適切かつ確実にを行うため、当該契約業者に、その役員及び職員のうち適性評価により適性を有すると認められた者にこれを行わせるようにするものとする。

2 第八条第二項から第~~六~~項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その職員及びその職員になることが見込まれる者」とあるのは「契約業者がその役員及び職員」と、同項から同条第~~六~~項まで、同条第~~七~~項ただし書、同条第~~八~~項及び~~九~~項の規定中「対象職員」とあるのは「対象役職員」と、同条第七項本文中「対象職員」とあるのは「契約業者及び対象役職員」と、同項ただし書中「通知しない」とあるのは「対象役職員に通知しない」とそれぞれ読み替えるものとする。

（利用及び提供の制限）

第十一條 行政機関の長及び警察本部長は、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する個人情報を利用し、又は提供してはならない。

（不利益取扱いの禁止）

第十二條 行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第二条第五号に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の

身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることがないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定を適用しなければならない。

2 契約業者は、その職員が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性を有しないと認められたことを理由として、その者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（その他の保護措置）

第十三条 行政機関の長及び警察本部長は、第三条から第十條までに定めるもののほか、政令で定めるところにより、第三条第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

第十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

（罰則）

第十五条 特別秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、

十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。特別秘密を取り扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。

2 前項に掲げる場合を除き、行政機関又は都道府県警察の職員がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び百万円以下の罰金に処する。その職を退いた後においても、同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

4 過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

5 過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第十六条 次に掲げる行為により特別秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

一 特別秘密を業務により知得した者を欺き、特別秘密を業務により知得した者に暴行を加え、又は特別秘密を業務により知得した者を脅迫する行為

二 特別秘密に係る文書、図画又は物件の窃取、特別秘密に係る文書、図画又は物件を保管する施設への

侵入、特別秘密を記録した電磁的記録に係る不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の特別秘密の管理を害する行為

2 前項の罪の未遂は、罰する。

第十七条 第十五条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。

2 第十五条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

第十八条 第十五条第三項若しくは第十九条第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第十五条第一項、第二項若しくは第十九条第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

2 第十五条から前条までの罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

別表（第三条関係）

一 防衛に関する事項であつて、次に掲げるもの

イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究

ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究

ホ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量

ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

ト 防衛の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

チ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの
の様、性能又は使用方法

リ 武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの
の製作、検査、修理又は試験の方法

又 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）

二 外交に関する事項であつて、次に掲げるもの

イ 我が国の主権の維持及び安全保障に係る外交の構想

ロ 我が国の主権の維持及び安全保障に係る外国政府（これに準ずるものを含む。）又は国際機関との交渉の方針又は内容

ハ 外交に関し収集した我が国の主権の維持及び安全保障に関する重要な情報

ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力

ホ 外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

三 公共の安全と秩序の維持に関する事項であつて、次に掲げるもの

イ テロリズムその他の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に対処するための計画又は研究

ロ 公共の安全と秩序の維持に関し収集した国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動に関する重要な情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

二 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他口に掲げる情報の伝達の用に供する暗号

○都道府県警察の職員の適性評価

行政機関（読替え前）

（行政機関の職員の適性評価）

第八条 行政機関の長は、その職員に特別秘密を取り扱わせるときは、特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため、適性評価（次項から第十項までの規定により特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を評価することをいう。以下同じ。）により適性を有すると認められた者にこれを行わせるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 その職員が、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価を実施する対象とすることが適当でない職として政令で定める職を占める者である場合
- 二 適性評価を実施することにより、当該行政機関の事務の迅速な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であって、適性評価に代わる措置として政令で定める措置を当該行政機関の長が講ずるとき。

2 適性評価は、行政機関の長が、その職員及びその職員になることが見込まれる者のうち特別秘密を取り扱わせようとする者（以下「対象職員」という。）に対して実施する。

3 適性評価は、我が国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動との関係に関する事項、経済的な状況に関する事項、法令の遵守の状況に関する事項その他の特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項であって政令で定めるものを調査し、対象職員が特別秘密を漏らすおそれの程度を評価すること

都道府県警察（読替え後）

（都道府県警察の職員の適性評価）

第九条 前条の規定は、警察本部長が、その職員に特別秘密を取り扱わせるときについて準用する。この場合において、前条第一項、第二項及び第四項から第九項までの規定中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、同条第一項第二号中「当該行政機関の事務」とあるのは「特別秘密に係る犯罪の捜査」とそれぞれ読み替えるものとする。

【以下第八条の準用部分（傍線部分が読替え部分）】

（行政機関の職員の適性評価）

第八条 警察本部長は、その職員に特別秘密を取り扱わせるときは、特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため、適性評価（次項から第十項までの規定により特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を評価することをいう。以下同じ。）により適性を有すると認められた者にこれを行わせるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 その職員が、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価を実施する対象とすることが適当でない職として政令で定める職を占める者である場合
- 二 適性評価を実施することにより、特別秘密に係る犯罪の捜査の迅速な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であって、適性評価に代わる措置として政令で定める措置を当該警察本部長が講ずるとき。

2 適性評価は、警察本部長が、その職員及びその職員になることが見込まれる者のうち特別秘密を取り扱わせようとする者（以下「対象職員」という。）に対して実施する。

3 適性評価は、我が国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動との関係に関する事項、経済的な状況に関する事項、法令の遵守の状況に関する事項その他の特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項であって政令で定めるものを調査し、対象職員が特別秘密を漏らすおそれの程度を評価すること

により行う。

- 4 行政機関の長は、適性評価により対象職員が適性を有すると認めるときは、その日から起算して五年を経過するまでの間、当該対象職員が適性を有するものとして取り扱うことができる。
- 5 行政機関の長は、第三項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 6 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、行政機関の長が第三項に規定する事項について調査する旨並びに当該事項について前項の規定により質問させ、及び照会して報告を求めることがある旨を対象職員に告知した上で、当該対象職員の同意を得なければならぬ。
- 7 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を対象職員に対し通知しなければならない。ただし、当該対象職員があらかじめ当該結果の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。
- 8 前項の規定により対象職員に対し適性を有しないと認められた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認められた理由を通知するものとする。ただし、当該対象職員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。
- 9 行政機関の長は、特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため特に必要があると認めるときは、適性評価により適性を有すると認められた対象職員に対して、改めて適性評価を実施するものとする。この場合において、対象職員が適性評価の実施に同意しなかったとき又は適性評価により適性を有しないと認められたときは、第四項の期間内であっても、当該対象職員が適性を有するものとして取り扱わないものとする。
- 10 前各項の規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

により行う。

- 4 警察本部長は、適性評価により対象職員が適性を有すると認めるときは、その日から起算して五年を経過するまでの間、当該対象職員が適性を有するものとして取り扱うことができる。
- 5 警察本部長は、第三項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 6 警察本部長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、警察本部長が第三項に規定する事項について調査する旨並びに当該事項について前項の規定により質問させ、及び照会して報告を求めることがある旨を対象職員に告知した上で、当該対象職員の同意を得なければならぬ。
- 7 警察本部長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を対象職員に対し通知しなければならない。ただし、当該対象職員があらかじめ当該結果の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。
- 8 前項の規定により対象職員に対し適性を有しないと認められた旨を通知するときは、警察本部長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認められた理由を通知するものとする。ただし、当該対象職員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。
- 9 警察本部長は、特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため特に必要があると認めるときは、適性評価により適性を有すると認められた対象職員に対して、改めて適性評価を実施するものとする。この場合において、対象職員が適性評価の実施に同意しなかったとき又は適性評価により適性を有しないと認められたときは、第四項の期間内であっても、当該対象職員が適性を有するものとして取り扱わないものとする。
- 10 前各項の規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

○契約業者の役職員の適性評価

行政機関（読替え前）

（行政機関の職員の適性評価）

第八条 行政機関の長は、その職員に特別秘密を取り扱わせるときは、特別秘密の保護を適切かつ確実にを行うため、適性評価（次項から第十項までの規定により特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を評価することをいう。以下同じ。）により適性を有すると認められた者にこれを行わせるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 その職員が、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価を実施する対象とすることが適当でない職として政令で定める職を占める者である場合

二 適性評価を実施することにより、当該行政機関の事務の迅速な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であつて、適性評価に代わる措置として政令で定める措置を当該行政機関の長が講ずるとき。

2 適性評価は、行政機関の長が、その職員及びその職員になることが見込まれる者のうち特別秘密を取り扱わせようとする者（以下「対象職員」という。）に対して実施する。

3 適性評価は、我が国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動との関係に関する事項、経済的な状況に関する事項、法令の遵守の状況に関する事項その他の特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項であつて政令で定めるものを調査し、対象職員が特別秘密を漏らすおそれの程度を評価することにより行う。

4 行政機関の長は、適性評価により対象職員が適性を有すると認めるときは、その日から起算して五年を経過するまでの間、当該対象職員が適性を有するものとして取り扱うことができる。

5 行政機関の長は、第三項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象職員若しくは対象職員の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な事項

契約業者（読替え後）

（契約業者の役員及び職員の適性評価）

第十条 行政機関の長は、第六条第三項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、特別秘密の保護を適切かつ確実にを行うため、当該契約業者に、その役員及び職員のうち適性評価により適性を有すると認められた者にこれを行わせるようにするものとする。

2 第八条第二項から第十項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その職員及びその職員になることが見込まれる者」とあるのは「契約業者がその役員及び職員」と、同項から同条第六項まで、同条第七項ただし書、同条第八項及び第九項の規定中「対象職員」とあるのは「対象役職員」と、同条第七項本文中「対象職員」とあるのは「契約業者及び対象役職員」と、同項ただし書中「通知しない」とあるのは「対象役職員に通知しない」とそれぞれ読み替えるものとする。

【以下第八条の準用部分（傍線部分が読替え部分）】

2 適性評価は、行政機関の長が、契約業者がその役員及び職員のうち特別秘密を取り扱わせようとする者（以下「対象役職員」という。）に対して実施する。

3 適性評価は、我が国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動との関係に関する事項、経済的な状況に関する事項、法令の遵守の状況に関する事項その他の特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項であつて政令で定めるものを調査し、対象役職員が特別秘密を漏らすおそれの程度を評価することにより行う。

4 行政機関の長は、適性評価により対象役職員が適性を有すると認めるときは、その日から起算して五年を経過するまでの間、当該対象役職員が適性を有するものとして取り扱うことができる。

5 行政機関の長は、第三項の調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に対象役職員若しくは対象役職員の知人その他の関係者に質問させ、又は公務所その他の公私の団体に照会して必要な

- の報告を求めることができる。
- 6 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、行政機関の長が第三項に規定する事項について調査する旨並びに当該事項について前項の規定により質問させ、及び照会して報告を求めることがある旨を対象職員に告知した上で、当該対象職員の同意を得なければならない。
- 7 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を対象職員に対し通知しなければならない。ただし、当該対象職員があらかじめ当該結果の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。
- 8 前項の規定により対象職員に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該対象職員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。
- 9 行政機関の長は、特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため特に必要があると認めるときは、適性評価により適性を有すると認められた対象職員に対して、改めて適性評価を実施するものとする。この場合において、対象職員が適性評価の実施に同意しなかったとき又は適性評価により適性を有しないと認めるときは、第四項の期間内であっても、当該対象職員が適性を有するものとして取り扱わないものとする。
- 10 前各項の規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

- 事項の報告を求めることができる。
- 6 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、行政機関の長が第三項に規定する事項について調査する旨並びに当該事項について前項の規定により質問させ、及び照会して報告を求めることがある旨を対象職員に告知した上で、当該対象職員の同意を得なければならない。
- 7 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を契約業者及び対象職員に対し通知しなければならない。ただし、当該対象職員があらかじめ当該結果の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを対象職員に通知しないものとする。
- 8 前項の規定により対象職員に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。ただし、当該対象職員があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨の申出をした場合は、これを通知しないものとする。
- 9 行政機関の長は、特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため特に必要があると認めるときは、適性評価により適性を有すると認められた対象役員に対して、改めて適性評価を実施するものとする。この場合において、対象役員が適性評価の実施に同意しなかったとき又は適性評価により適性を有しないと認めるときは、第四項の期間内であっても、当該対象役員が適性を有するものとして取り扱わないものとする。
- 10 前各項の規定の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

「国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動」に係る条文イメージ

(定義)

第二条 (略)

一～六 (略)

2 この法律において「特定有害活動」とは、次に掲げる活動をいう。

一 テロリズム(政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為をいう。以下同じ。)を行う活動

二 外国の利益を図る目的で行われる活動であって、次に掲げるもの

イ 我が国の利益の維持のために秘匿を要する情報を不当な方法により取得する活動

ロ 国際的な平和及び安全の維持を妨げる大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引を行う活動その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動

(行政機関の職員の適性評価)

第八条 (略)

1、2 (略)

3 適性評価は、特定有害活動との関係に関する事項、経済的な状況に関する事項、法令の遵守の状況に関する事項その他の特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項であって政令で定めるものを調査し、対象職員が特別秘密を漏らすおそれの程度を評価することによって行う。

4～10 (略)

別表(第三条関係)

一、二 (略)

三 公共の安全と秩序の維持に関する事項であって、次に掲げるもの

イ テロリズムその他の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に対処するための計画又は研究

ロ 公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報

ハ、ニ (略)

平成23年11月 日
内閣情報調査室

他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務について（案）

1 問題の所在

本法制は、自衛隊法上の防衛秘密を特別秘密として取り込むものであるところ、自衛隊法においては、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、防衛省以外の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者（以下、行政機関との契約に基づき秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者を「契約業者」という。）に防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる旨規定している（自衛隊法第96条の2第3項）。

そこで、本法制においては、他の行政機関の職員又は契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合について、いかに規定すべきか。

2 検討

- (1)ア 一般に、行政機関が保有する秘密に該当する事項といえども、当該行政機関外の者への伝達が一切許容されないわけではなく、当該事項を秘密にすることによって守られるべき公益と、伝達によって得られるべき公益とを比較衡量することにより、伝達が許容される場合があると考えられる^{*1}。

このように、行政機関が保有する秘密は、法律上の規定がなくても公益の比較衡量により当該行政機関外の者に適法に伝達することが可能であると考えられるところ、それにもかかわらず自衛隊法が第96条の2第3項において他の行政機関の職員又は契約業者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせる場合の規定を置いた趣旨は、以下のとおりである（防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」54頁）。

「防衛秘密は、これを保護する公益が極めて高いことから、漏えいの危険性をも勘案した場合、比較衡量によって、反復・継続して防衛秘密を取り扱う者（これらの者については、反復・継続して防衛秘密を取り扱うため、漏えいの危険性が

*1 昭和49年12月23日参・予算委での上田哲委員の質問に対する三木総理大臣の答弁において、国政調査権と国家公務員の守秘義務との関係について、「国政調査権に基づいて政府に対して要請があった場合、その要請にこたえて職務上の秘密を開披するかどうかは、守秘義務によってまもられるべき公益と国政調査権の行使によって得られるべき公益とを個々の事案ごとに比較衡量することにより決定されるべきものとする」と説明されている。

*2 内閣法制局内行政法実務研究会編「ケーススタディ行政法実務」（ぎょうせい）277頁において、「守秘義務違反については、罰則を規定することにより、秘密を保護している（地公法60条2号）。しかし、秘密事項であっても、他の法益に基づく要請によって、これを発表することが許容される場合があり、例えば、地公法34条2項の規定により任命権者の許可を受けた場合には、秘密事項を発表することが許され、守秘義務違反に係る犯罪は成立しないことはいうまでもない。」と説明されている。

より高まることとなる。)に防衛秘密をわたすことができなくなり、かえって、防衛庁・自衛隊の任務遂行上に支障を来すおそれがある。こうした点にかんがみ、隊法第96条の2第3項は、『自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、』国の行政機関や契約業者に限定して、秘密保全上の観点から罰則の対象とすることとしつつ、防衛秘密を取り扱わせることを可能としたものである。したがって、隊法第96条の2第3項は、通常の比較衡量論によって立った場合には開示できないような防衛秘密の取扱いの業務について、これを部外の者に行わせることをいわば創設的に可能としたものであり、同時に、この規定によらずに自衛隊以外の者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせることを禁止したものである。』

イ なお、防衛大臣は、防衛出動又は治安出動の際、政府全体として事態に迅速かつ的確に対処し、国民の生命や財産の保護に万全を期すことができるよう、必要に応じて海上保安庁をその統制下に入れて指揮することができる(自衛隊法第80条第2項)ところ、その趣旨に鑑みれば、当該指揮権の中には、海上保安官に防衛秘密の取扱いの業務を行わせる権限も含まれると考えられる。

したがって、自衛隊法第96条の2第3項は、防衛大臣が防衛出動時等に海上保安官に防衛秘密の取扱いの業務を行わせる場合においては、創設的規定ではなく、確認的規定として機能するものと考えられる。この点、上記「防衛秘密制度の解説」においても、「比較衡量によって…防衛秘密をわたすことができなくな(る)…おそれがある」「通常の比較衡量論によって立った場合には開示できないような防衛秘密の取扱いの業務について、これを部外の者に行わせることをいわば創設的に可能としたもの」との記述からもうかがわれるように、同項の機能を必ずしも創設的なものに限定して捉えているわけではないと考えられる。

(2)ア 本法制における特別秘密についても、防衛秘密と同様、行政機関の職務遂行上、当該行政機関外の者に取扱いの業務を行わせる必要があると考えられるところ、特別秘密を保護する公益上の要請が極めて高いことに鑑みると、公益の比較衡量によっては、当該行政機関外の者に取扱いの業務を行わせることは必ずしも許容し難いと考えられる。

したがって、本法制においても、自衛隊法と同様、他の行政機関の職員又は契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることを創設的に可能とする規定を設ける必要があると考えられる。

イ 一方、本法制についても、このような創設的規定を待たずして行政機関外の者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることが許容される場合があると考えられる。すなわち、現行法上、自衛隊法第80条第2項と同様に、行政機関の長による当該行政機関外の者に対する指揮監督権を規定するものがあるところ、当該指揮監督権の中には、当該行政機関外の者に特別秘密の取扱いの業務を行わせる権限が含まれる場合もあると考えられる。このような場合、行政機関外の者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる旨の規定は確認的規定として機能することになるところ、創設的に機能する場合とは別途書き分けて規定することも考えられる。

しかしながら、上記(1)イ記載のとおり、自衛隊法においても、防衛省外の者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせることを創設的に可能とする場合と確認する場合

とを同法第96条の2第3項ひとつにまとめて規定しており、両者を書き分けることはしていない。そして、両者を書き分けていないことを理由に、行政機関外の者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる旨の規定が、行政機関の長による当該行政機関外の者に対する指揮監督権を制限するものと解される余地はないと考えられるから、あえて両者を書き分ける必要性は見だし難い。

したがって、本法制においても、行政機関外の者に特別秘密の取扱いの業務を行わせることを創設的に可能とする場合と確認する場合とを書き分けずに規定することとする。

ウ ただし、自衛隊法第96条の2第3項の「政令で定めるところにより」は、防衛省と他の行政機関が対等の立場にあることを前提に協議の手続を想定したものであるが、警察庁長官は都道府県警察に対する指揮監督権（警察法第16条第2項）を有しており、このような関係にある警察庁と都道府県警察との間には協議といった手続は馴染まないと考えられることから、その関係に応じた手続規定を設けることは合理的と考えられる。

【行政機関の長による当該行政機関外の者に対する指揮監督を規定する法律】

○ 内閣府設置法（平成十一年七月十六日法律第八十九号）

（総合事務局の所掌事務等）

第四十四条 沖縄総合事務局（以下「総合事務局」という。）は、内閣府の所掌事務のうち、第四条第三項第十八号、第二十号及び第二十二号に掲げる事務並びに沖縄に係る次に掲げる事務を分掌する。

一 次に掲げる地方支分部局その他の地方行政機関（以下「地方支分部局等」という。）において所掌することとされている事務

- イ 公正取引委員会の事務総局の地方事務所
- ロ 財務局
- ハ 地方農政局
- ニ 経済産業局
- ホ 地方整備局
- ヘ 地方運輸局

二 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第四条第三号に掲げる事務（地方農政局の所掌に属するものを除く。）、同条第五十八号、第六十二号から第六十四号まで、第六十六号、第六十八号、第六十九号、第七十五号から第七十七号まで及び第八十号から第八十三号までに掲げる事務並びに次に掲げる事務

イ 民有林野に係る次に掲げる事務

- (1) 森林資源の確保及び総合的な利用に関すること。
- (2) 林野の造林及び治水、林道の開設及び改良その他の森林の整備に関すること（国営に係る森林治水事業を実施することを除く。）。
- (3) 保安林に関すること。
- (4) 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関すること。
- (5) 林野の保全に係る地すべり防止に関する事業に関すること（国営に係る地すべり防止に関

する事業の実施に関するものを除く。)

(5) 林野の保全に係るばた山の崩壊の防止に関する事業の助成及び監督に関すること。

ロ 林業技術の改良及び発達並びに普及交換に関すること。

ハ 持続的な養殖生産の確保に関すること。

ニ 栽培漁業の促進に関すること。

ホ 水産に関する技術の改良及び発達並びに普及交換に関すること。

2 総合事務局は、前項の事務について、次の各号に掲げる事務の区分に応じて、当該各号に定める者の指揮監督を受けるものとする。

一 公正取引委員会の事務総局の地方事務所において所掌することとされている事務 公正取引委員会

二 財務局において所掌することとされている事務 財務大臣（金融庁の所掌に属する事務（証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。）については金融庁長官とし、証券取引等監視委員会の所掌に属する事務については証券取引等監視委員会とする。）

三 地方農政局において所掌することとされている事務及び前項第二号に掲げる事務 農林水産大臣

四 経済産業局において所掌することとされている事務 経済産業大臣（消費者庁の所掌に属する事務については、消費者庁長官とする。）

五 地方整備局及び地方運輸局において所掌することとされている事務 国土交通大臣

○ 財務省設置法（平成十一年七月十六日法律第九十五号）

（税関等）

第十六条 税関及び沖縄地区税関は、財務省の所掌事務のうち、第四条第二十三号から第二十七号まで、第六十五号及び第六十七号に掲げる事務並びに次に掲げる事務を分掌する。

一 製造たばこの特定販売業、塩特定販売業及び特殊用塩特定販売業を営む者の監督に関すること。

二 所掌事務に関する外国為替の取引の管理及び調整に関すること。

三 金の輸出入の規制に関すること。

四 輸出入貨物に対し内国税を賦課及び徴収すること。

2 税関及び沖縄地区税関は、前項に定める事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一 外国為替及び外国貿易法により、貨物の輸出又は輸入の取締りを行うこと。

二 輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）により、貨物の輸出の取締りを行うこと。

3 税関及び沖縄地区税関は、前項各号に掲げる事務については、経済産業大臣の指揮監督を受けるものとする。

4～6 （略）

○ 厚生労働省設置法（平成十一年七月十六日法律第九十七号）

（地方厚生局）

第十八条 地方厚生局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四号、第九号から第十七号まで、第十八号、第十九号、第二十二号、第二十三号、第二十六号、第二十八号、第三十号から第三十三号まで、第三十七号から第四十号まで、第七十四号、第七十五号、第七十七号、第七十九号から第八十二号まで、第八十四号、第八十五号、第八十七号から第九十六号の二まで、第九十八号

から第百号の二まで、第百二号、第百四号及び第百十一号に掲げる事務を分掌し、並びに消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）第四条各号に掲げる事務のうち法令の規定により地方厚生局に属させられた事務をつかさどる。

- 2 地方厚生局は、前項に規定する地方厚生局に属させられた事務については、消費者庁長官の指揮監督を受けるものとする。
- 3 （略）

○ 経済産業省設置法（平成十一年七月十六日法律第九十九号）
（経済産業局）

第十二条 本省に、地方支分部局として、経済産業局を置く。

- 2 経済産業局は、経済産業省の所掌事務（第四条第一項第二号、第十三号、第十四号、第四十八号、第五十九号及び第六十三号に掲げる事務を除く。）を分掌し、並びに消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）第四条各号に掲げる事務のうち法令の規定により経済産業局に属させられた事務をつかさどる。
- 3 経済産業局は、前項の規定により分掌する事務のうち、第十七条、第二十五条又は中小企業庁設置法第四条に規定するものについては、それぞれ資源エネルギー庁長官、特許庁長官又は中小企業庁長官の指揮監督を受けるものとする。
- 4 経済産業局は、第二項に規定する経済産業局に属させられた事務については、消費者庁長官の指揮監督を受けるものとする。
- 5 （略）

○ 国土交通省設置法（平成十一年七月十六日法律第百号）
（北海道開発局）

第三十三条 北海道開発局は、国土交通省の所掌事務のうち、北海道の区域に係る次に掲げる事務を分掌する。

- 一 第四条第一号、第二十四号及び第三十九号から第四十一号までに規定する政策に係る計画及び方針に関する調査及び調整その他当該計画及び方針の推進に関すること。
 - 二 第四条第三号、第六号、第八号、第十一号、第十三号、第十四号、第十五号（油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものに限る。）、第三十二号、第三十三号、第四十四号、第四十五号、第四十六号（自動車車庫に係るものを除く。）、第四十七号から第五十号まで、第五十三号から第五十五号まで、第五十七号から第六十二号まで、第六十四号から第六十六号まで、第六十九号（基準の設定に係るものを除く。）、第七十号、第七十一号、第百一号から第百三号まで、第百十二号（基準の設定に係るものを除く。）、第百十三号、第百十四号、第百十六号、第百二十四号（運輸技術及び気象業務に関連する技術に係るものを除く。）及び第百二十八号に掲げる事務
 - 三 測量業の発達、改善及び調整に関すること。
 - 四 地価の調査に関すること。
 - 五 第四条第五十六号に規定する施策に関する調査及び調整その他当該施策の推進に関すること。
 - 六 空港等に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に関すること。
- 2 北海道開発局は、前項各号に掲げる事務のほか、農林水産省の所掌事務のうち、北海道の区域に係る次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 公共事業費（政令で定めるものを除く。）の支弁に係る国の直轄事業の実施に関すること。
- 二 委託に基づき、前号に掲げる事業の実施に伴い必要を生じた工事を行うこと。
- 三 公共事業費（政令で定めるものを除く。）の支弁に係る事業の助成及びこれに伴う監督に関すること。

3 北海道開発局は、前項各号に掲げる事務については、農林水産大臣のみの指揮監督を受けるものとする。

4・5 （略）

○ 小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭和四十三年六月一日法律第八十三号）

（小笠原総合事務所の設置）

第二十六条 当分の間、小笠原諸島に係る国の行政機関の権限に属する事務を処理するため、現地の総合行政機関として国土交通省に小笠原総合事務所を置く。

2 小笠原総合事務所においては、政令で定める地方支分部局において所掌することとされている事務のほか、この法律又はこれに基づく政令の規定によりその所掌に属することとされる事務をつかさどる。

3 小笠原総合事務所は、小笠原村に置くものとし、その内部組織は、国土交通大臣が前項に規定する事務を所管する国の行政機関の長（以下この章において「関係行政機関の長」という。）と協議して定める。

（職員）

第二十七条 小笠原総合事務所の職員の任免は、国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して行う。

（指揮監督）

第二十八条 関係行政機関の長は、それぞれの所掌事務に関し小笠原総合事務所の長その他の職員を指揮監督する。

○ 警察法（昭和二十九年六月八日法律第百六十二号）

（長官）

第十六条 警察庁の長は、警察庁長官とし、国家公安委員会が内閣総理大臣の承認を得て、任免する。

2 警察庁長官（以下「長官」という。）は、国家公安委員会の管理に服し、警察庁の庁務を統括し、所部の職員を任免し、及びその服務についてこれを統督し、並びに警察庁の所掌事務について、都道府県警察を指揮監督する。

○ 自衛隊法（昭和二十九年六月九日法律第百六十五号）

（海上保安庁の統制）

第八十条 内閣総理大臣は、第七十六条第一項又は第七十八条第一項の規定による自衛隊の全部又は一部に対する出動命令があつた場合において、特別の必要があると認めるときは、海上保安庁の全部又は一部を防衛大臣の統制下に入れることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により海上保安庁の全部又は一部を防衛大臣の統制下に入れた場合には、政令で定めるところにより、防衛大臣にこれを指揮させるものとする。

3 （略）

○ 自衛隊法施行令

(海上保安庁に対する指揮)

第百三条 法第八十条第二項の規定による防衛大臣の海上保安庁の全部又は一部に対する指揮は、海上保安庁長官に対して行うものとする。

○ 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年三月十七日法律第十四号）

(麻薬取締官及び麻薬取締員)

第五十四条 厚生労働省に麻薬取締官を置き、麻薬取締官は、厚生労働省の職員のうちから、厚生労働大臣が命ずる。

2 都道府県知事は、都道府県の職員のうちから、その者の主たる勤務地を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検事正と協議して麻薬取締員を命ずるものとする。

3・4 (略)

5 麻薬取締官は、厚生労働大臣の指揮監督を受け、麻薬取締員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、この法律、大麻取締法、あへん法、覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）に違反する罪、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二編第十四章に定める罪又は麻薬、あへん若しくは覚せい剤の中毒により犯された罪について、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による司法警察員として職務を行う。

6～8 (略)

(麻薬取締官と麻薬取締員の協力)

第五十六条 厚生労働大臣は、捜査上特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、特定の事件につき、当該都道府県の麻薬取締員を麻薬取締官に協力させるべきことを求めることができる。この場合においては、当該麻薬取締員は、捜査に必要な範囲において、厚生労働大臣の指揮監督を受けるものとする。

2 (略)

○ 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年十二月一日法律第二百二十八号）

(税関長に対する指揮監督等)

第五十四条 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、その所掌に属する貨物の輸出又は輸入に関し、税関長を指揮監督する。

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、この法律に基く権限の一部を税関長に委任することができる。

○ 輸出貿易管理令

(税関の確認等)

第五条 税関は、経済産業大臣の指示に従い、貨物を輸出しようとする者が法第四十八条第一項の規定による許可若しくは第二条第一項の規定による承認を受けていること又は当該許可若しくは承認を受けることを要しないことを確認しなければならない。

2 税関は、前項の規定による確認をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、その結果を経済産業大臣に通知するものとする。

○ 輸入貿易管理令

(税関の確認等)

第十五条 税関は、経済産業大臣の指示に従い、通関に際し、貨物を輸入しようとする者が輸入の承認を受けていること又はこれを受けることを要しないことを確認しなければならない。

2 税関は、前項の規定による確認をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、その結果を経済産業大臣に通知するものとする。

○ 漁業法（昭和二十四年十二月十五日法律第二百六十七号）

(漁業監督公務員)

第七十四条 農林水産大臣又は都道府県知事は、所部の職員の中から漁業監督官又は漁業監督吏員を命じ、漁業に関する法令の勵行に関する事務をつかさどらせる。

2～4 (略)

5 漁業監督官及び漁業監督吏員であつてその所属する官公署の長がその者の主たる勤務地を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検事正と協議をして指名したものは、漁業に関する罪に關し、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百十一号）の規定による司法警察員として職務を行う。

(漁業監督官と漁業監督吏員の協力)

第七十四条之二 農林水産大臣は、捜査上特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、特定の事件につき、当該都道府県の漁業監督吏員を漁業監督官に協力させるべきことを求めることができる。この場合においては、当該漁業監督吏員は、捜査に必要な範囲において、農林水産大臣の指揮監督を受けるものとする。

2 (略)

○ 海上保安庁法（昭和二十三年四月二十七日法律第二十八号）

第十条 海上保安庁の長は、海上保安庁長官とする。

2 海上保安庁長官は、国土交通大臣の指揮監督を受け、庁務を統理し、所部の職員を指揮監督する。ただし、国土交通大臣以外の大臣の所管に属する事務については、各々その大臣の指揮監督を受ける。

第十五条 海上保安官がこの法律の定めるところにより法令の勵行に関する事務を行う場合には、その権限については、当該海上保安官は、各々の法令の施行に関する事務を所管する行政官庁の当該官吏とみなされ、当該法令の勵行に関する事務に關し行政官庁の制定する規則の適用を受けるものとする。

第二十七条 海上保安庁及び警察行政庁、税関その他の関係行政庁は、連絡を保たなければならない、又、犯罪の予防若しくは鎮圧又は犯人の捜査及び逮捕のため必要があると認めるときは、相互に協議し、且つ、関係職員の派遣その他必要な協力を求めることができる。

2 前項の規定による協力を求められた海上保安庁、警察行政庁、税関その他の関係行政庁は、できるだけその求に応じなければならない。

第二十八条 前条の場合において派遣された職員は、その派遣を求めた行政庁の指揮を受けなければならない。

特別秘密の保護に関する法律案（仮称）の概要（案）

我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿を要するものを特別秘密として保護するため、行政機関における特別秘密の指定、特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施等の特別秘密の管理に関する措置、特別秘密の漏えいに対する罰則等について定める。

第1 骨子

1 目的

我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿を要するものの保護に関し必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、併せて外国との情報共有を促進し、もって国及び国民の安全その他の利益の確保に資することを目的とする。

2 特別秘密の管理に関する措置

(1) 行政機関における特別秘密の指定

ア 行政機関の長は、別表各号に該当する事項であって、公になっていないもののうち、特に秘匿を要するものを特別秘密として指定するものとする。

イ 行政機関の長は、指定の際には有効期間を定め、以後要件を満たす場合には有効期間を延長し、要件を欠くに至った場合には指定を解除するものとする。

ウ 行政機関の長は、他の行政機関との共有に係る事項を指定しようとするときは、当該他の行政機関の長の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

(2) 特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施

ア 行政機関の長は、適性評価により適性を有すると認められた職員に特別秘密を取り扱わせるものとする。

イ 適性評価は、特別秘密を取り扱わせようとする職員の同意を得て、特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれに関し参考となるべき事項を調査し、当該職員が特別秘密を漏えいするおそれの程度を評価することにより行う。

ウ 行政機関の長は、調査を行うため必要があると認めるときは、当該職員若しくはその関係者に質問し、又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

3 特別秘密の漏えい等に対する罰則

特別秘密を取り扱う者による故意又は過失による漏えい、欺罔等による取得行為、並びに故意の漏えい及び上記取得行為の未遂、共謀、教唆及び煽動を処罰する。

4 別表その他所要の規定の整備

第2 留意事項

閣議決定希望時期は、平成24年3月上旬

(現時点で検討中のもの)

様式1

次期通常国会提出予定法案

内閣官房

総計 件 (うち※ 件、その他 件)

予算 関連	件 名	要 旨	備 考
	特別秘密の保護に関する法律 (仮称)	我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿を要するものを特別秘密として保護するため、行政機関における特別秘密の指定、特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施等の特別秘密の管理に関する措置、特別秘密の漏えいに対する罰則等について定める。	

- (注) 1 検討中のものは、紙を別にし、表題にその旨を記載
- 2 備考欄には、次の事項に該当がある場合に記載
- ・ 日切れ、日切れ扱い、期限切れの場合は、その旨 (期限切れはその時期も記載)
 - ・ 補正予算関連又は条約関連の場合は、その旨
 - ・ 一括審議希望の場合は、該当法案を括弧でくくり、一括審議希望と記載
 - ・ 共同提出の府省がある場合は、〇〇府省と共同提出と記載
 - ・ 参議院先議を希望する場合は、その旨
 - ・ 条約については、署名済、採択済、交渉中等の別
- 3 予算関連法案については、「予算関連法案」の欄に※を記載してください。

平成23年11月 日
内閣情報調査室

秘密保全法制の必要性及びその具体的内容について（案）

1 我が国における秘密保全に対する脅威と対策

(1) 外国情報機関等への情報漏えいの脅威

外国情報機関等から工作を受けた公務員が情報を漏えいする事案は、検挙数こそ多くないものの、平成20年には内閣情報調査室職員が在日ロシア大使館員に情報を漏えいする事件が起きており、この種事案の検挙が必ずしも容易でないことや、外国情報機関等が活動を停止した証左もないことにも鑑みると、外国情報機関等への情報漏えいの脅威は依然として高いレベルで存在するものと考えられる。

【別紙1】主要な情報漏えい事件等の概要

(2) インターネット上への情報漏えいの脅威

昨年の尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案は、衝突映像を非公開とする政府の方針に不満を持った海上保安庁の職員が、広く国民に知らせるべきとの個人的考えを優先し、秘密保全のルールを無視してインターネット上に非公開の映像を流出させたものである。近年のインターネットの普及によって、マスメディアの力を借りることなく、パソコンを操作するだけで公開したい情報を広く発信できるようになった中で、情報漏えいの物理的・心理的ハードルが相当程度下がったことを本事案は示している。また、ウィキリークスのような内部情報公開サイトは、誰が情報提供者であるかが判明しないよう、高度な暗号化技術を用いて情報提供者に関する情報を秘匿しており、情報漏えいに本来伴うはずのリスクや恐怖感を軽減し、新たな情報漏えいの脅威を増幅することとなると考えられる。

その上、インターネット上への情報漏えいは、一度に大量の情報が極めて短期間に拡散し、しかも回収することが不可能であることから、漏えい時の被害は極めて甚大であって、対策が急務である。

(3) 標的型サイバー攻撃の脅威

標的型サイバー攻撃とは、「特定の組織・人を標的として、主として、組織・人の機密情報を詐取等することを目的としたサイバー攻撃」（経済産業省）であり、

- ・ 攻撃の成功率を高めるため、攻撃対象の組織と業務上関係のある組織等を装うとともに、メールの添付ファイルに情報を窃取等するプログラムを密かに埋め込む（いわゆる標的型メール攻撃）
- ・ 攻撃対象の組織等が使用するITシステムの中で対策が施されていない脆弱性を直接突くことにより、密かにシステム内部に侵入する

といった手段により行われ、攻撃対象に気付かれることなく機密情報を窃取し、その後その痕跡を消去することもある極めて巧妙かつ悪質な行為である。

ここ数ヶ月の間だけでも、政府機関等に対する標的型サイバー攻撃が多数発覚している現状に鑑みると、標的型サイバー攻撃への対応は官民挙げての喫緊の課題になっている。

【別紙2】政府機関、防衛産業等に対する標的型サイバー攻撃の事例

(4) 法制に関する検討・対策の必要性

上記のような脅威に対しては、職員の規範意識の醸成、情報管理に係る運用の改善などといった対策が考えられ、既に着手しているところであるが、昨今におけるこれらの脅威の大きさに鑑みると、考えられる対策をすべからず講じていくことが不可欠であり、法制に関する検討・対策を欠くことはできない状況となっている。

2 本法制による対応①－厳格な保全措置の対象とすべき秘密の分野の拡大

(1) 上記1のような脅威に対しては、法制により秘密を厳格な管理下に置くと共に漏えい行為等の厳罰化を図り、保全措置を厳格にする必要があると考えられる。

しかしながら、現行法上、一般的な守秘義務を定めた国家公務員法等が存在することを前提に、防衛の分野においては自衛隊が保有する防衛秘密につきその漏えいに係る罰則を強化した自衛隊法等が存在するものの、それ以外の分野においては特段の手当てがなされていない。

(2) そこで、本法制により、政府が保有する秘密のうち、防衛以外の分野における特に秘匿の必要性が高い秘密にまで保全措置の対象を拡大することが考えられるところ、国の利益及び国民の安全を確保するために政府が果たすべき最も基本的かつ重要な責務は国の存立を守ることにあることに鑑みると、防衛に関する秘密のように、国の存立にとって重要な秘密を本法制の対象とすることが考えられる。

この点まず、国の存立のためには、外交活動により国際社会において我が国の安全保障その他の重大な利益を確保することが重要であるところ、外交に関する秘密が漏えいした場合、外国との信頼関係が損なわれたり、外国との交渉上の不利益が生じたりすることにより、我が国の重大な利益の確保に支障が生じ、その程度によっては国の存立に影響を及ぼすことも考えられる。

次に、アメリカ同時多発テロのような国際テロ組織によるテロ行為や国内の暴力革命を企図する組織等によるテロ等の暴力的行為、我が国の安全や外交に関する秘密を不当に取得しようとする外国情報機関等による諜報活動等といった国の存立を脅かし得る行為は、公共の安全と秩序を維持するための活動により抑止・排除する必要があるところ、その活動に関する秘密が漏えいした場合、自らの意図や能力といった手の内を相手方に知られることにより、テロ行為等の抑止・排除に支障が生じ、その程度によっては国の存立に影響を及ぼすことも考えられる。

(3) 以上により、本法制においては、防衛に関する秘密に加え、外交に関する秘密、公共の安全と秩序の維持に関する秘密にまで厳格な保全措置の対象を拡大することとする。

なお、対象を限定かつ明確化するため、自衛隊法と同様、これらの秘密に該当し得る事項を別表等であらかじめ具体的に列挙するとともに、高度の秘匿の必要性を要件とする指定秘制度を採るべきと考えられる。

3 本法制による対応②－適性評価制度の法制化

秘密の厳格な管理措置としては様々なものが考えられるが、諸外国で既に導入・運用

されているように、秘密を取り扱わせようとする者について、一定の事項を調査して秘密を漏らすおそれの程度を評価することによりその適性を個別具体的に判断する適性評価制度（セキュリティ・クリアランス制度）を導入し、漏えいの可能性を低減させることが考えられる。

この点、我が国では、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）に基づき、政府統一基準として、平成21年4月から国の行政機関の職員を対象に秘密情報の取扱者に対する適性評価を実施している。しかし、この制度では、

- ① 法令上の位置付けが必ずしも明確でないこと。
- ② 国の行政機関の職員のみを対象としており、国の行政機関からの委託により秘密情報を取り扱う民間事業者等の役員及び職員を対象としていないこと。
- ③ 適性評価の実施権者が公私の団体に照会し、報告を求める権限が明確でないため、対象職員から正確で必要十分な情報が得られない場合に情報の裏付けや補完に限界があること。

などの課題がある。

したがって、本法制においては、実効性をより高めるために、適性評価制度を法律上の制度として明確に位置付け、所要の規定を設けることとする。

4 本法制による対応③－罰則の強化

- (1) 現行法上、国家公務員法等により秘密の漏えい行為について罰則が設けられているが、その法定刑の上限は、防衛秘密に係るものが自衛隊法により5年以下の懲役とされる以外、1年以下の懲役にとどまっており、その抑止力は十分とはいえない。

そこで、本法制の保護の対象となる秘密の漏えい行為に係る罰則について、少なくとも防衛秘密に係る罰則並みに法定刑を引き上げることとする。

- (2) また、本法制は自衛隊法の防衛秘密を取り込んで保護の対象とするものであるところ、自衛隊法においては、業務により防衛秘密を取り扱う者（以下、業務により秘密を取り扱う者を「業務者」という。）のうち、防衛秘密を取り扱うことを業務とする者（以下、秘密の取扱いを業務とする者を「取扱業務者」という。）に限ってその漏えい行為を処罰の対象としており、それ以外の業務者による漏えい行為を処罰の対象としていない。

しかしながら、自衛隊法は、防衛省職員であれば防衛秘密の取扱業務者に該当することを前提に、防衛省・自衛隊を規律する法律として謙抑的に処罰対象を設定していると考えられるのに対し、本法制は、秘密保護のため国の行政機関全般を規律するものであり、処罰対象とすべき漏えい行為の主体は国の行政機関の職員全体に及ぶこととするのが自然であることから、取扱業務者に該当しない者も含めた業務者全体を処罰対象とすることとする。

- (3) さらに、自衛隊法においては、外部者による防衛秘密の取得行為を処罰の対象としていないが、これは、MDA秘密保護法のような探知・収集罪を設けることに国民の基本的な人権との関係で懸念が生じることを考慮し、自衛隊内部の規律を直接の目的とする法律として謙抑的に処罰対象を設定しているものと考えられる。

それに対し、秘密の保護そのものを目的としている本法制においては、業務者による漏えい行為を介さずに直接秘密を取得する行為のひとつである標的型サイバー攻撃への対応が喫緊の課題となっている現状も踏まえると、業務者による漏えい行為の処罰では抑止できない態様での外部者による取得行為を処罰の対象とするべきである。

他方、取得行為を広く処罰対象とすると国民の基本的人権との関係で懸念が生じ得るが、

① 窃盗、不正アクセス又は特別秘密の管理場所への侵入など、業務者の管理を害する行為を手段として特別秘密を直接取得する場合

② 欺罔により適法な伝達と誤信させ、あるいは暴行・脅迫によりその反抗を抑圧して、業務者から特別秘密を取得する場合

といった、犯罪行為や犯罪に至らないまでも社会通念上是認できない行為を手段とするもの（以下、上記①②に該当する行為を「特定取得行為」という。）に限って処罰の対象とすることにより、正当な取材活動など本来許容されるべき行為との区別も明確となり、国民の基本的人権を侵害するようなおそれはないと考えられる。

したがって、本法制においては、特定取得行為を処罰対象とすることとする。

- (4) その他、故意の漏えい行為の未遂、共謀、教唆若しくは煽動又は過失による漏えい行為の処罰などについては、本法制が自衛隊法の防衛秘密を取り込んで保護の対象とするものであることに鑑み、自衛隊法に準じた規定を設けることとする。

【別紙1】 主要な情報漏えい事件等の概要

事件名	検挙年	事案概要	罪名・処分結果等
ボガチョンコフ事件	平成12年	在日ロシア大使館に勤務する海軍武官から工作を受けた海上自衛隊三等海佐が、現金等の報酬を得て、海上自衛隊の秘密資料を提供したものの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊法違反（懲役10か月） ○ 懲戒免職
シェルコノゴフ事件	平成14年	在日ロシア通商代表部員が、現金等の謝礼を対価に、防衛機器販売会社社長（元航空自衛官）に米国製戦闘機用ミサイル等の資料の入手・提供を要求したもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ MDA秘密保護法違反（起訴猶予処分）
国防協会事件	平成15年	在日中国大使館駐在武官の工作を受けた日本国防協会役員（元自衛官）が、その求めに応じて防衛関連資料を交付したもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電磁的公正証書原本不実記録及び不実記録電磁的公正証書原本供用罪（起訴猶予処分）
イージスシステムに係る情報漏えい事件	平成19年	海上自衛隊三等海佐が、イージスシステムに係るデータをコンパクトディスクに記録の上、海上自衛隊の学校教官であった別の三等海佐に送付し、当該データが別の海上自衛官3名に渡り、更に他の自衛官に渡ったもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ MDA秘密保護法違反（2年6か月猶予4年） ○ 懲戒免職
内閣情報調査室職員による情報漏えい事件	平成20年	在日ロシア大使館書記官から工作を受けた内閣情報調査室職員が、現金等の謝礼を対価に、職務に関して知った情報を同書記官に提供したもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国家公務員法違反（収賄）（起訴猶予処分） ○ 懲戒免職
尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案	平成22年	神戸海上保安部の海上保安官（巡視艇乗組員）が、中国漁船による巡視船衝突事件に係る捜査資料として石垣海上保安部が作成したビデオ映像をインターネット上に流出させたもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国家公務員法違反（起訴猶予処分） ○ 停職12か月（辞職）
国際テロ対策に係るデータのインターネット上への掲出事案		国際テロ対策に係るデータがインターネット上へ掲出されたもの。当該データには、警察職員が取り扱った蓋然性が高い情報が含まれていると認められた。	

【別紙2】政府機関、防衛産業等に対する標的型サイバー攻撃の事例（報道等を基に作成）

平成 23 年 7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通省四国地方整備局のパソコンがウィルスに感染し、感染したパソコンを経由して同整備局のネットワークにログインするための ID 及びパスワードがサーバから抜き取られた可能性があるほか、合計 886 名分の個人情報が出たおそれがある。 ・ 衆議院議員が、メールの添付ファイルを開いたため、パソコンやサーバー内の情報を外部サイトに送信する「トロイの木馬」と呼ばれるウィルスに感染した。 ・ 防衛大臣（当時）を含む参議院議員 7 人に「トロイの木馬」型のウィルスが仕組まれた標的型メールが送信されたが、感染しておらず、情報流出は確認されていない。 ・ 総務省において、東日本大震災に関連する件名のメールの添付ファイルを開いたため、複数のパソコンが「トロイの木馬」型ウィルスに感染。外部への情報流出等については調査中だが、感染したパソコンが米国のサイトに繰り返しアクセスしていた模様。
平成 23 年 8 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三菱重工業の約 80 台のサーバやパソコンがウィルスに感染し、何らかのデータの一部が社外に流出した可能性があることが確認された。しかし、10 月 24 日時点で防衛や原子力に関する保護すべき情報が社外へ流出したことは確認されていない。 ・ 防衛関連企業が加盟する社団法人「日本航空宇宙工業会」のパソコンがウィルスに感染し、盗み取られたメールを基に、偽装されたウィルスメールが川崎重工に送付された。そのメールには、米国内のサイトに強制接続させる不正なプログラムが仕組まれていたが、すぐに接続を遮断したため、情報流出は免れたとされる。
平成 23 年 9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ IHI、三菱電機に対してサイバー攻撃がなされた（感染の時期等は不明）。三菱電機は、添付ファイルを開けると外部に強制接続して端末内の情報を抜き取る標的型メールによる攻撃を受け、一部の端末がウィルスに感染したとされる。 ・ 9 月中旬、内閣官房の職員に、外部からの情報抜き取りを狙った標的型攻撃メールが複数送信され、コンピューター 1 台がウィルスに感染したが、情報流出は確認されていない。
平成 23 年 10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の在外公館において、情報の窃取を目的にした標的型メールが増加。秘密情報の漏えいは確認されず。 ・ 国土地理院において、観測データを扱うサーバーがサイバー攻撃を受け、ID とパスワードが解析され、不正に侵入された結果、当該サーバを踏み台にした攻撃が行われたことが判明。

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第6回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月25日 18:03

宛先: 高岩 直樹(副長官補本室); 岩浅 太一(副長官補本室)

添付ファイル: 内政送付資料.ZIP (93 KB)

内閣官房副長官補室(内政) 高岩様、岩浅様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第6回)を内閣法制局に持ち込みます。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
 - 第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
 - 第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
 - 第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
 - 第5回: 11月18日に法制局に資料持込み、11月21日に法制局との協議
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第6回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月25日 18:04

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

添付ファイル: 外政送付資料.ZIP (94 KB)

内閣官房副長官補室(外政) 八幡様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第6回)を内閣法制局に持ち込みます。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
 - 第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
 - 第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
 - 第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
 - 第5回: 11月18日に法制局に資料持込み、11月21日に法制局との協議
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])
(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第6回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月25日 18:04

宛先: 丸山 洋平(安危本室)

添付ファイル: 安危送付資料.ZIP (94 KB)

内閣官房副長官補室(安危) 丸山様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第6回)を内閣法制局に持ち込みます。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
 - 第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
 - 第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
 - 第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
 - 第5回: 11月18日に法制局に資料持込み、11月21日に法制局との協議
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])

[redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第6回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月25日 18:05

宛先:

添付ファイル: 警察庁送付資料.ZIP (94 KB)

警察庁警備局警備企画課 藤原様、[redacted]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第6回)を内閣法制局に持ち込みます。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
 - 第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
 - 第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
 - 第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
 - 第5回: 11月18日に法制局に資料持込み、11月21日に法制局との協議
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])

[redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第6回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月25日 18:06

宛先:

添付ファイル: 法務省送付資料.ZIP (94 KB)

法務省 刑事局公安課 角田様、伊勢様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第6回)を内閣法制局に持ち込みます。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
 - 第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
 - 第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
 - 第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
 - 第5回: 11月18日に法制局に資料持込み、11月21日に法制局との協議
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])
(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第6回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月25日 18:05

宛先:

添付ファイル: 公安庁送付資料.ZIP (94 KB)

公安調査庁 総務部総務課審理室 [REDACTED] 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第6回)を内閣法制局に持ち込みます。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
 - 第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
 - 第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
 - 第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
 - 第5回: 11月18日に法制局に資料持込み、11月21日に法制局との協議
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])
(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第6回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月25日 18:07

宛先:

添付ファイル: 外務省送付資料.ZIP (94 KB)

外務省 大臣官房総務課 [redacted] 様、 [redacted] 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第6回)を内閣法制局に持ち込みます。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
- 第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
- 第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
- 第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
- 第5回: 11月18日に法制局に資料持込み、11月21日に法制局との協議となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第6回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月25日 18:07

宛先:

添付ファイル: 海保庁送付資料.LZH (89 KB)

海上保安庁 総務部政務課 坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第6回)を内閣法制局に持ち込みます。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
- 第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
- 第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
- 第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
- 第5回: 11月18日に法制局に資料持込み、11月21日に法制局との協議となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第6回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月25日 18:08

宛先:

添付ファイル: 防衛省送付資料.ZIP (94 KB)

防衛省 防衛政策局調査課 [redacted] 様、[redacted] 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第6回)を内閣法制局に持ち込みます。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
 - 第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
 - 第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
 - 第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
 - 第5回: 11月18日に法制局に資料持込み、11月21日に法制局との協議
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[redacted]
Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])

[redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第6回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月25日 18:08

宛先:

添付ファイル: 経産省送付資料.ZIP (94 KB)

経済産業省 大臣官房情報システム厚生課 林様、監物様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第6回)を内閣法制局に持ち込みます。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
 - 第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
 - 第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
 - 第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
 - 第5回: 11月18日に法制局に資料持込み、11月21日に法制局との協議
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])
(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第6回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年11月25日 18:09

宛先:

添付ファイル: 経産省送付資料.ZIP (94 KB)

経済産業省 経済産業政策局知的財産政策室 斉藤様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、本日、秘密保全法制に関する資料(第6回)を内閣法制局に持ち込みます。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

これまでの経緯としては、

- 第1回: 9月15日に法制局に資料持込み、9月20日に法制局との協議
 - 第2回: 10月13日に法制局に資料持込み、10月18日に法制局との協議
 - 第3回: 11月2日に法制局に資料持込み、11月7、8日に法制局との協議
 - 第4回: 11月11日に法制局に資料持込み、11月15日に法制局との協議
 - 第5回: 11月18日に法制局に資料持込み、11月21日に法制局との協議
- となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等については、これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

【質問】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第5回)

送信日時: 2011年11月28日 14:36
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)
添付ファイル: 111128質問.jtd (25 KB)

内調

様

お世話になっております。
警察庁の[]です。

標記について、添付のとおり意見を提出致しますので、よろしくお取り計らい下さい。

拝

【質問】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第5回)

送信日時: 2011年11月28日 14:45
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)
添付ファイル: 111128質問.jtd (25 KB)

内調

様

お世話になっております。
警察庁の[]です。

先ほどお送り致しました質問に一部訂正箇所がございましたので、訂正版をお送り致します。

様

内閣情報調査室担当官 殿

事務連絡
平成23年11月28日
警察庁

第5回法制局持ち込み資料に係る特別秘密の保護に関する法律(仮称)(素案)について

標記について、下記のとおり質問を提出いたしますので、よろしくお取り計らい願います。なお、第7条関係については質問・意見の提出を留保することを申し添えます。

記

1 第2条関係

第2条中「行政機関」には、第2号に該当する機関として国家公安委員会が含まれると解してよろしいか。

2 第3条関係

「行政機関」が国家公安委員会の場合、第3条中「行政機関の長」とは国家公安委員会と解してよろしいか。

3 第5条関係

第4項中「政令で定める措置」について、具体的に何を想定しているのかを教示されたい。

4 第6条関係

国家公安委員会に特別秘密に係る事項を報告する場合は本法制の第6条第1項の規定に当たらないとの整理については、以下のとおりと解してよろしいか。

- 防衛秘密を防衛省の外部の者に伝達する場合、守秘義務によって守られる公益と開示(伝達)することにより得られる利益との勘案で、開示することによる利益の方が大きい場合は、秘密を保有する行政機関の外の者に、秘密を伝達し、取り扱わせることはできるものである(以下「比較衡量論」という。)

業務知得者(自己の業務の遂行のために必要性を認められて、特別秘密の伝達を受け、知得する者。以下単に「業務知得者」という。)に対しては、比較衡量論によりその取扱いの可否が検討された結果、可とされた場合は、自衛隊法の規定に基づかずとも、秘密を伝達し、取扱いを行わせる

ことができる。

しかし、業務取扱者（特別秘密の作成・取得の趣旨に従い、これを取り扱う者。警備部門の職員等。以下単に「業務取扱者」という。）に対しては、（反復・継続して取り扱うがゆえに漏えいの危険性が高まるため）通常の比較衡量論に立った場合では、秘密を伝達し、取扱いの業務を行わせることはできない。他方、任務遂行上はどうしても秘密を伝達し、取扱いの業務を行わせる必要があるといった場合もあり得て、その場合に秘密の取扱いの業務を可能とするための規定が、自衛隊法第96条の2である。

以上の防衛秘密を防衛省外の者に伝達する際の自衛隊法上の整理と、特別秘密をそれを保有する行政機関の外に伝達する際の整理は同一である。つまり、特別秘密を保有する行政機関外の業務知得者に対しては、比較衡量論により、本法制上の規定に基づかずとも、伝達し、取扱いを行わせることができるが、特別秘密を保有する行政機関の外に業務取扱者に対しては、比較衡量論ではそれができないため、第6条の規定で創設的に可能としたものである。

つまり、第6条第1項は、業務取扱者に対して秘密を伝達する際の規定であり、国家公安委員会委員は業務取扱者ではなく業務知得者であることから、国家公安委員会委員に秘密を伝達する場合は、本法制の第6条第1項には該当しない。

5 第8条関係

- (1) 「行政機関」が国家公安委員会である場合、「その職員」の中に、国家公安委員会委員長、国家公安委員会委員はそれぞれ含まれるのか。
- (2) 第7項中「適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めた理由を通知するものとする。」とあるが、どのような場合であれば、適性を有しないと認めた理由の通知が不要となるのか具体的に教示されたい。また、当該理由を通知する場合、その通知の具体的方法について、検討状況如何。

6 第14条関係

第2項中「都道府県警察の職員」には、都道府県公安委員会委員は含まれないと解してよろしいか。

1 条文案等

- 条文素案
- 読替表
- 適性評価調査票（イメージ）

2 論点ペーパー（内調内検討済み・他省庁協議未了）

- 他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務について（案）

*法制局にいったん提出後、同局参事官の指摘を受けて修正したもの

3 二部長説明時資料としての論点ペーパー（案）※一覧は別紙リストのとおり

(1) 人的管理に関するもの

- 適性評価制度の法制化について
- 適性評価の対象外とする者について
- 実施権者について
- 特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれと調査すべき事項の関係について
- 調査事項について
- 結果の通知について
- 適性を有しないと認められた場合の対象役職員の不満に対応する仕組みを制度化しないことについて
- 適性評価の実施への不同意等を理由とした不利益な取扱いの禁止について
- 適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について
- 適性評価と法の下での平等との関係について

(2) それ以外のもの

- 秘密保全法制の必要性及びその具体的内容について
- 立法府及び司法府を本法制の対象としないことについて*
- 指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について
- 漏えいの教唆及び特定取得行為を処罰することと報道機関の取材の自由との関係について*

*法制局に初めて提出するもの

4 参考資料等

- 内閣法の一部改正について（メモ）
- 現行法上の国家公務員等の守秘義務一覧

二部長説明時資料として用いる論点ペーパーリスト

1 総論

- 秘密保全法制の必要性及びその具体的内容について
- 立法府及び司法府を本法制の対象としないことについて

2 人的管理に関するもの

- 適性評価制度の法制化について
- 適性評価の対象外とする者について
- 実施権者について
- 特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれと調査すべき事項の関係について
- 調査事項について
- 同意の取得について
- 結果の通知について
- 適性を有しないと認められた場合の対象役職員の不満に対応する仕組みを制度化しないことについて
- 適性評価の実施への不同意等を理由とした不利益な取扱いの禁止について
- 適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について
- 適性評価と法の下での平等との関係について

3 秘密の指定に関するもの

- 指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について

4 罰則に関するもの

- 刑事裁判手続における特別秘密の立証方法について
- 漏えいの教唆及び特定取得行為を処罰することと報道機関の取材の自由との関係について